



1

に過るに一冊というのは決して悪いことではないと思うんですが、結局でいらっしゃる間は、首相におかれではそれなりの御対応をしていただけないものかということを是非お伝えをいただければ幸いです。

また、会議の成功のまことに第一前提としては、成果合意が得られるということだろうというふうに思っております。

協調をしてまた IMFといふ機関で最も大きい金融危機に対応できるのであるのではなく、しかし、IMFといえば、十数年前アジアで、通貨危機という中で、出資はしたけれども別にダメージを各国に与えたという反省も我々はきちっと認識をしなければならない。したがつて、

このJMEの問題を金曜十三時に行く前ももう少し国会に対しきちつとした内容をお約束するなり、あるいは固めてから行かれないと、私は迷走するんじゃないかというふうに思っているんです。

さしてその新聞でつかふ日本その言葉の力方に事なほは、日経新聞も外貨準備からIMFの強化のために我が国が十兆円を出すといふ、これはあくまで新聞報道ですから事実かどうか私は分かりませんけれども、そこで中川大臣にちょっとお伺いをさせていただきますが、金融サミットで日本はこれから何を主張しようということで今御検討ございましたら御教示をいただきたいと思いま

ふうに考えております。  
さらには、新たな金融派生商品でありますとか、過度なレバレッジの効いた正直言つて何が何だか、規制、格付あるいは会計といった問題についてどういうふうにしていったらいいのかということも議論の主題になつていくんだろうと思ひます。そしてまた、やはり一国だけでは、これはもうお金のことになりますから世界中を回るわけでござりますので、国際的な共通認識と共通行動、さらには国際機関、IMF等の国際機関、あるいは銀行がございますので、それぞれの地域での国際化においても十分各國参考しておるものとし

うふうに思つておりますが、IMFの持つておる資金も有限でございますし、またこの後いろんな国がそういう金繰りの状況に陥るかもしれませんので、予防的な意味も含めて十分な資金手当てをしておく必要がある。その場合に、日本は「一兆ドル」という外貨資産を政府として持つてゐるわけですが、

うふうに思つておりますが、IMFの持つておる資金も有限でござりますし、またこの後いろんな国がそういう金繰りの状況に陥るかもしませんので、予防的な意味も含めて十分な資金手当でをしておく必要がある。その場合に、日本は一兆ドルという外貨資産を政府として持つてゐるわけですが申し上げたところでございます。

したがつて、この一兆ドルをベースにして、日本としては、必要があればIMFに対して資金の提供、これは出資と融資と二つの考え方があると思いますけれども、緊急の融資という形でIMFに提供をする。その場合、これは国民の税金が裏付けになつてゐるわけで、リスクというものを当然考えなければいけませんけれども、国際的にはIMFはノーリスクという前提で、IMFに国民に御迷惑をお掛けをしない形で、そしてまた世界的金融の緊急事態を救うために日本として積極的に貢献をする用意がある、このことまでを先月私

うふうに思つておりますが、IMFの持つておる資金も有限でございますし、またこの後いろんな国がそういう金繰りの状況に陥るかもしれませんので、予防的な意味も含めて十分な資金手当てをしておく必要がある。その場合に、日本は一兆ドルという外貨資産を政府として持つてゐるわけですが、

したがつて、この一兆ドルをベースにして、日本としては、必要があればIMFに対し資金の提供、これは出資と融資と二つの考え方があると思いますけれども、緊急の融資という形でIMFに提供をする。その場合、これは国民の税金が裏付けになつてゐるわけで、リスクというものを当然考へなければいけませんけれども、国際的にはIMFはノーリスクという前提で、IMFに国民の金融の緊急事態を救うために日本として積極的に貢献をする用意がある、このことまでを先月私が申し上げたところでございます。

具体的には、どのくらいの金額にするか、昨日、今日いろいろ新聞には出ておりますけれども、最終的には総理の御決断ということで、私も承知をしておりませんし、まだ決まっていないものとのうふうに私は理解をしております。

うふうに思つておりますが、IMFの持つておる資金も有限でございますし、またこの後いろんな国がそういう金繰りの状況に陥るかもしませんので、予防的な意味も含めて十分な資金手当てをしておく必要がある。その場合に、日本は一兆ドルという外貨資産を政府として持つてあるわけですが、

したがつて、この一兆ドルをベースにして、日本としては、必要があればIMFに対して資金の提供、これは出資と融資と二つの考え方があると思いますけれども、緊急の融資という形でIMFに提供をする。その場合、これは国民の税金が裏付けになつてゐるわけで、リスクといふものを当然考えなければいけませんけれども、国際的にはIMFはノーリスクという前提で、IMFに国民に御迷惑をお掛けをしない形で、そしてまた世界の金融の緊急事態を救うために日本として積極的に貢献をする用意がある、このことまでを先月私が申し上げたところでございます。

具体的には、どのぐらいの金額にするか、昨日、今日いろいろ新聞には出ておりますけれども、最終的には総理の御判断ということで、私も承知をしておりませんし、まだ決まっていないものと之うふうに私は理解をしております。

○大塚耕平君 今の御説明の中で、IMFにノーリスクでと最後の方で少しおっしゃつたんですねが、今回の麻生総理の例の定額減税の給付金をめぐるここ数日間の対応を拝見していますと、やは

兆円ぐらいしかないわけですから、それを、言わば最終的にロスが出た場合に日本がかかる形で十兆円という流動性を提供するということなのか。あるいは、今日の新聞に若干書いてありますけれども、流動性を全部使うわけにいかないから、日本が外貨準備で持っている米国債を貸す形で、これを担保にIMFに金を借りてもらうということでも書いてありますが、もし本当にそういうことを御検討ならば、日本が言わば債務保証をするということなのか。そして、IMFにノーリスクだというんでしたら、例えばこれはレボのような形でIMFに米国債を貸すときには手数料は取るんですね。これ、取れば、もしかやんと返ってくればかと。これで、逆に言えば、手数料なしで貸すということなのでしょうか。

等々を含めて、やっぱり具体的にニシシアチブを日本が握れるように詰めて国際会議に臨まれるべきだと思つておりますが、こういう状況でそういうようなものではなくて、中川大臣は財務大臣と金融担当大臣を兼ねておられますので、是非、多分総理が御発言になることは大臣からのアドバイスに基づいて、あるいは協議に基づいて御発言になることですから、もう少しこの参議院財政公金融委員会の場において与野党の各議員に具体的な

内容を御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 大塚委員にIMFの仕組みを説明するまでもないと思いますけれども、さつき申し上げたように、今百四十数か国ですか、IMFの加盟国がございますけれども、百八十五

ですか、失礼しました、それぞれの国が出資をしているわけでございまして、そして出資に応じた、何というんですか、発言権といいましょうか、株主権みたいなものがある。これが基本財産みたいなもので、それとは別に融資をすることができる。

現在までは、アジア通貨危機のときのように、非常に厳しい条件で、しかも限度が設定されていて、ということでは、こういう非常に超スピードで回っている状況の中で十数年前と同じようなことをやつていては文字どおり逆効果になるかもしれないということです。私が先月申し上げたのは、柔軟かつ適切な対応を最優先で考えるべきであると。その後、IMFの方も、幾つかの非常に危機に陥った国に対して迅速に対応している。これは私の提案のある意味では参考というか、取り入れたものとして評価をしているところでございま

す。

具体的に、IMFがノーリスクと言つたのは、これはいわゆる国じやございませんからカントリーリスクがないという意味でノーリスクというふうに申し上げたわけでありまして、IMFとか世界銀行がつぶれちゃうということまで前提にして物事を考へると、これは選択肢というのにはもうほとんど私の知恵では浮かんでこないわけでござりますから、これはどこかの国に貸すんじやなくてIMFに貸すということで、リスクは、まあリスクといいましょうか、IMFと日本との間にはないという前提で考えております。

そういう中で、じゃどこからどのぐらいのお金を持ってくるかということは、結論から言えばさつきの結論に達するわけでありますけれども、手元にある、いわゆる流動性のある外貨がどのくらいで、あるいは外債が幾らで何が幾らでどうことの細かいところまでは、現時点では私はまだ

決定をしてこの場で御報告をする段階には至っておりません。

それから、貸付行為ということになりますと、常に厳しい条件で、はいそうですかといい

うことには必ずならないわけで、特に今回は、冒頭申し上げたように途上国あるいは本当に困つている、日本よりもはるかに困つておられる国もいつばり参加するわけでありますから、二十か国そして国際機関が文字どおり本音で一日掛けて朝晩食事をしながらもやつていくことでありますから、

○国務大臣(中川昭一君) 一般論として、日本の

経済規模また外貨保有規模からいって、自國通貨で資金を提供するということは、一般論としてこ

れは当然考へられることだらうと思います。

これが結果的に円安に通ずるのか通じないのか、これについては為替のことですから私から発言は控えますけれども、例えば大塚委員も御承知の

ようにチエンマイ・イニシアチブですね、あれは日本はある程度自國通貨で持つてゐるわけですが、

これらが寛大にこれを受け入ればそれで済むわけであります。しかし、IMFに行つて御発言になら

れたり提案した内容が迷走するということは、こ

れ国際社会に對して日本の対応を言わば笑われる

ことになりますので、是非的確な御協議の上に立つて総理には金融サミットに臨んでいただきた

れども、一般論としては、日本が基軸通貨になら

るかならないかという、私も、主要通貨の一つと

して円の存在というの私は大きいと、またこう

いう状況ですから役割は重たいというふうに思つておりますけれども、ただこれも相手のあること

でもありますし、個々の事情によつてどういう形

で資金提供するかということはいろんな方法があ

ります。

○大塚耕平君 先ほど申し上げましたように、私

の意見であるのみならず、これは党として対策の

中にその主張は盛り込みましたので、是非民主党

としてそういう考え方であるということをしんしゃくしていただければ幸いでございます。

○大塚耕平君 ジヤ、財務省にこの場を借りてお

願いをしておきますが、そういう過去の例を一度

整理して御教示をいただきたいと思いますので、

それはよろしくお願ひいたします。

いずれにいたしましても、この委員会に今付託

をされましたが、そういう過去の例を一度

おきましたは市町村がそれぞの実情に応じて交付要綱にお

いて決定するというふうにされているものでござ

いまして、この市町村の裁量を認めるという点に

おきましては補助金等で多々例はございます。

一方、今回の定額給付金でございますが、これ

は市町村がそれぞの実情に応じて交付要綱にお

いて決定するというふうにされているものでござ

ります。すべての調査、困難でござりますけ

ども、その基準を国民に自主的に判断させる事

例は承知しております。

一方、今回の定額給付金でございますが、これ

は市町村がそれぞの実情に応じて交付要綱にお

&lt;p

お手元には、今日、資料配付をお許しをいたしました。一つはホッキスで留めています七枚ぐらいのものと、あともう一枚、昨日、都政クラブで記者会見のときに配らせていただきました資料でございます。

まず、このホッキスで留めた方の資料から御覧をいただきたいんですが、是非建設的かつ合理的な議論をさせていただきたいという思いで作らせていただきました。

まず、この法案の目的でございますが、改めて議事録に残す形で少し読み上げをさせていただきたいと思います。

まず、今回この委員会に付託されております法案は、米国発の金融危機に対応して日本の金融システムの安定を企図したものである、これはも

う与野党一致した立場であるというふうに思つております。また、広い意味での金融システムは、銀行や保険や証券等のいわゆる金融機関によつて構成される金融部門と、それから金融部門が融資をする対象である企業や家計等の非金融部門の双方から構成されると、これもう事実でありますから論をまたないところであります。

しかし、今回の法案はこの双方の安定を企図するものであつて、過去の経験を踏まえますと、とりわけ企業や家計、非金融部門の安定を第一義的な目的としていること、このように理解をしております。

なぜならば、一九九〇年代前半のバブル崩壊後の経済状況あるいは一九九〇年代後半の金融危機、また二〇〇〇年代前半の不良債権処理の加速期における経験において金融部門の安定が過度に優先され、あるいは金融部門だけが安定しても非金融部門、とりわけ中小企業金融の円滑化が十分に行われなかつたということを強く感じております。

そして、その中小企業は、詳しく述べは申し上げませんが、与党の先生方も御承知のとおり、法

人数の大多数を占めるほか、その従業員も労働者全体の大半を占めるわけであります。また、大企業の協力下請企業として日本経済の基盤も形成しているわけでありますので、中小企業の金融の円滑化にいかに寄与するかというのが今次法案の最大の目的であるというふうに思つております。

したがつて、この法案は中小企業金融の円滑化を最も重要な目的とするわけであります。

目的に資する金融部門への公的資金投入であれば

大の目的であるというふうに思つております。

滑化にいかに寄与するかということが今次法案の最大の目的であるというふうに思つております。

したがつて、この法案は中小企業金融の円滑化を最も重要な目的とするわけでありまして、その

目的に資する金融部門への公的資金投入であれば

大の目的であるというふうに思つております。

中金の取扱いといわゆる地方公共団体が主要株主になっている銀行の取扱いの修正を求めるというような報道が先行しておりますが、私は実は目的規定も少しいじらせていただきたいなというふうに思つております。また、これは党内でも議論をしております。財務省の皆さん、金融庁の皆さんですか、条文が大臣のお手元にもしなければお届けをいただきたいんですが。

第一条ですね。今御提案いただいているこの法案の第一条の少し後半の部分、「金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し」という、こういうくだりがありますが、実はこれ旧法と目的規定は全く変わらずに出てきておりますので、改めて中小企業金融の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化がこの法案の最大の眼目であるというこ

とを明確にするために、今申し上げただくだけの真ん中に少し文章を付加させていただきたいと思つております。

具体的には、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び、ここからであります、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による、ここまでが付加する部分であります、地域における経済の活性化を期しと。このように目的規定に付加をさせていただきたいというふうに思いますが、この

点について、大臣について御賛同をいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) 改正、この法案につきまして衆議院の段階でも御議論をいただきまして、私ももとの意見等を十分考慮した上で、この

お手元の配付資料、農林中金に関する考え方、

ここに議論が拡散しないために少し資料を御覧いただきながら私の方で御説明をさせていただきました。

その上で、この後は農林中金と地方公共団体が主要株主である銀行に関して少し議論をさせていただかたいと思います。

お手元の配付資料、農林中金に関する考え方、

ここに議論が拡散しないために少し資料を御覧いただきながら私の方で御説明をさせていただきました。

うんですが、今申し上げましたように、特段何か差し障りのある文言ではございませんので、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等によるといふ文言を付加するということは持ち帰つて検討をしつかりしていただきたいと思います。

に、今回の法案は過去の不良債権処理や金融危機に対する反省あるいはそのときの経験を踏まえて、同じ轍を踏まないという思いもあって与野党で今こうして議論をしているわけであります。

で、金融機関を救済する目的ではこの法案はないというこのことをより明確にするためにも、是非これを付加することを我々がこの後実際に提案

しておきます。財務省の皆さん、金融庁の皆さん

に、今回の法案は過去の不良債権処理や金融危機

に対する反省あるいはそのときの経験を踏まえて、同じ轍を踏まないという思いもあって与野

党で今こうして議論をしているわけであります。

規定期も少しいじらせていただきたいなというふうに思つております。

第一条规定。今御提案いただいているこの法

案の第一条の少し後半の部分、「金融機関等の業

務の健全かつ効率的な運営及び地域における経

済の活性化を期し」という、こういうくだりがあ

りますが、実はこれ旧法と目的規定は全く変わら

ずにしておきますので、改めて中小企業金融の

円滑化がこの法案の最大の眼目であるというこ

とを明確にするために、今申し上げただくだけの真

ん中に少し文章を付加させていただきたいと思つ

ております。

具体的には、金融機関等の業務の健全かつ効率

的な運営及び、ここからであります、中小規模の

事業者に対する金融の円滑化等による、ここまで

が付加する部分であります、地域における経済の

活性化を期しと。このように目的規定に付加をさ

せていただきたいというふうに思いますが、この

点について、大臣について御賛同をいただけるか

どうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) 改正、この法案につ

きまして衆議院の段階でも御議論をいただきまし

て、私ももとの意見等を十分考慮した上で、この

お手元の配付資料、農林中金に関する考え方、

ここに議論が拡散しないために少し資料を御覧い

ただきながら私の方で御説明をさせていただきました。

その上で、この後は農林中金と地方公共団体が主要株主である銀行に関して少し議論をさせていただかたいと思います。

ております。

また、運用総資産六十一兆円のうち約六割に当たる三十一兆円を有価証券投資に振り向けており、農林中金法第一条に明記される農林水産業の発展に寄与するという目的的観点からも、こうした経営実態には若干の問題があるというふうに考えております。少なくともこの農林中金法第一条は、農林水産業等の発展に寄与するとか、それ以外のものを附加していることは一切ございませんので、果たして今の農林中金の経営実態がこの法的目的に資しているかどうかということはやや議論の余地があるというふうに考えております。

さらに、農林中金及び傘下系統金融機関の政治的中立性が確保されておらず、多様な政治的志向性を有する国民の公的資金を投入することの妥当性についても疑義がなしとしないというふうに思っております。

ちなみに、二〇〇三年以降、中小企業等協同組合法に基づく新たな農業法人が多数設立されておりますが、同法には政治的中立性の原則が明記されています。また、こうした新法人が設立されると、農水省による全中、全農、農中を軸とする従来の農政が日本の農業を発展させる方向に必ずしも十分に寄与していないという現状も影響しているのではないかというふうに思っております。

そこで、農水省にお伺いしますが、ちょっとと告はしていませんが、今私が申し上げましたこの中小企業等協同組合法、つまり農協法でない設立根拠による農業法人というのはどうぐらいありますか、今。

○政府参考人(高橋博君)　ただいま直ちに手元に資料はございませんけれども、農業法人といふものについてはちょっとかなり幅広い概念でござります。

申しますのは、例えばハウス等の施設を利用するような法人の場合には、これは農業法人といふのは自由に設立できます。したがいまして、中

小企業協同組合の事業協同組合でございますほか

にも、いわゆる会社組織一般もこれは自由に参入

できるということになつております。もう一つは、

土地、いわゆる農地を使って農業生産を行う法人

といふのがございますけれども、これにつきまし

ては、農地の権利の取得という観点から一定の制限が加えられております。基本的に、農協法に基づきます農事組合法人と、あとは一般の会社形態の法人で一定の要件を有するものというごとに外のものを附加していることは一切ございません

ので、果たして今の農林中金の経営実態がこの法の関係で申し上げますと、近年では、この会社形態あるいはNPO法人等というものが約三百程度新たにこの農地の関係で参入してきているというふうに思っておりますが、全体の法人としては、私が承知している限りにおいては大体一萬ぐらいい今ございます。ただし、その形態は、今申し上げましたように様々な組織形態があるということをございます。

○大塚耕平君　もちろん、今の農協もしっかりと活動しておられて地域に貢献している農協もありますが、たしか、新幹線の中によく置いてある「ウェッジ」という雑誌の中で農水省の元キャリアの方が書かれた記事で、つい最近ですね、先月ぐらいですか、もう農協なんて要らないなんていう記事がトップ特集になつていました。だから、何がしかやはり現在の農政には是正すべき点があるということは間違いないというふうに思つております。

〔委員長退席、理事辻泰弘君着席〕  
〔理事辻泰弘君退席、委員長着席〕  
詳しいことは省かせていただきますが、要するに、築地の中になります東京魚市場卸協同組合、俗に東卸と言われる組合が農林中金から九億七千五百万円の融資を受けていたんですが、この融資、農林中金にとってみれば債権を東京チャレンジファンドという東京都が出資して主体となつてしましましたファンドが買い取りまして、このファンドから東卸が短期間のうちに四千五百円で買取ったという事案でございます。これはすべて事実でありますので、ということは、東京チャレンジファンドか農林中金のどちらかが九億三千万を棒引きにする、ないしは両方が何がしかのシェアをし合つて棒引きにするということが起つていなければ、東卸は四千五百万で買取りができるといつてあります。

大臣、こういう事案でございます。大臣にはすぐお伺いしませんので、しばらく耳だけ貸していただきたいんですが。  
農水省、金融庁に聞きます。この九億三千万はどこがかぶつたんですか。

いてはしっかりと議論をするべきであるというふうに私どもは考えております。

一方、逆に言えば、現在の農林中金はそうした

ことは御理解いただきたいと思いますけれども、御承知のとおり、農林中金におきましても、

適切な取引等を行う蓋然性があると考えておりま

す。例えば、農水省やその他の政治的バイアスのツールとして金融機関の行動原理とは相入れない一定の役割を担わざる局面があるというふうに思料しております。

そこで、この委員会でも今年の五月二十九日に議論をさせていただいた築地市場をめぐる農中の金融取引について、改めて少し話題にさせていただきたく思います。

中川大臣には初めて御説明することになるかも知れませんので、大臣、お手元の資料の六ページのポンチ絵をちょっと御覧いただけますか。手書きで左隅から右隅にページが打つてあります。それでございます。

〔理事辻泰弘君退席、委員長着席〕  
詳しいことは省かせていただきますが、要するに、築地の中になります東京魚市場卸協同組合、俗に東卸と言われる組合が農林中金から九億七千五百万円の融資を受けていたんですが、この融資、農林中金にとってみれば債権を東京チャレンジファンドという東京都が出資して主体となつてしましましたファンドが買い取りまして、このファンドから東卸が短期間のうちに四千五百円で買取ったという事案でございます。これはすべて事実でありますので、ということは、東京チャレンジファンドか農林中金のどちらかが九億三千万を棒引きにする、ないしは両方が何がしかのシェアをし合つて棒引きにするということが起つていなければ、東卸は四千五百万で買取りができるといつてあります。

今、農水省さんから答弁がございましたように、一般的な売却処理の過程で監査法人等の第三者による適正な債権価格の算定等に基づいてそういう処理を行うことはあるものと承知をしておりま

す。

○政府参考人(高橋博君)　御指摘の案件につきましては、個別取引にわたる部分でございますので、これについてのお答えということ、なかなか難しいことは御理解いただきたいと思いますけれども、御承知のとおり、農林中金におきましても、一般的に財務の効率化等の観点から……

○大塚耕平君　いやいや、答えられなければそれ

でいいです。

○政府参考人(高橋博君)　はい。

そういう形での債権売買というものを進めてきておりましたが、要するに、築地の中になります東京魚市場卸協同組合、俗に東卸と言われる組合が農林中金から九億七千五百万円の融資を受けていたんですが、この融資、農林中金にとってみれば債権を東京チャレンジファンドという東京都が出資して主体となつてしましましたファンドが買い取りまして、このファンドから東卸が短期間のうちに四千五百円で買取ったという事案でございます。これはすべて事実でありますので、ということは、東京チャレンジファンドか農林中金のどちらかが九億三千万を棒引きにする、ないしは両方が何がしかのシェアをし合つて棒引きにするということが起つていなければ、東卸は四千五百万で買取りができるといつてあります。

大臣、こういう事案でございます。大臣にはすぐお伺いしませんので、しばらく耳だけ貸していただきたいんですが。  
農水省、金融庁に聞きます。この九億三千万はどこがかぶつたんですか。

まず八ページを御覧いただきますと、欄外に平成十七年一月一日から平成十七年十二月三十一日

までに債権の買取り二件と社債引受けの一件を行つた、つまり三件の取引を行つたということが明記されております。そして、九ページを御覧いただきますと、この期間中に行われた投資は、一番左にあります社名のところにA、B、Cと書いてある平成十七年三月、平成十七年五月、平成十七年十一月の三件であります。したがつて、これが今のは八ページの三件に該当いたします。そして、三十日現在、債券の保有資産が一千百万円というふうに書いてありますので、これは八ページの欄外で御覧いただいた社債引受け一件の一千百万円に該当しますので、これがその事案であるということが特定をされます。

そして、平成十七年一月一日から平成十七年六月三十日までの十一ページの損益計算書を御覧いたぐりと、この間において、売上投資原価四千二百万円のものを四千五百九万三千四百二十三円で売却をし、三百九万三千四百二十三円の利益を上げたということが明記をされております。したがつて、これは六月三十日まででありますので、先ほどの九ページのA、B、Cの恐らく十七年五月か十七年三月に行つた投資行動のどちらかであるということが想定をされるわけであります。そして、十二ページを御覧いただきますと、この今申し上げました十一ページの内容について、文章で書いてある説明の二段目、投資活動につきましては当半期中に二件の投資実行を行つております。

そして、十三ページを御覧いたぐりと、一号案件というものが回収されたと書いてある。二号案件は投資実行が行われた。この黒塗りは東京都がしているわけであります。したがつて、二号案件はこれは多分債権の買取りのままであります。一号案件は回収された三百九万の利益が出た案件であ

ります。そして、九ページに戻つていただきますと、三件目の案件は平成十七年十一月でありますので、今申し上げた御説明に該当する二件はこのA、Bに該当するものであるということであります。

その上で、六ページの先ほどの東卸のポンチ絵に戻つていただきたいんです。この東卸の取引は平成十七年三月であります。つまり、東京チャレンジファンドが四千二百万円で債権を買つて四千五百万円で売却をしたということが事業報告書からほぼ特定をされるわけであります。

農水省にもう一回聞きます。この取引で九億三千五百万円の損失をかぶったのは農中ですか。

○政府参考人(高橋博君) 先ほども申し上げましたとおり、農林中央金庫の個別取引の件については私どもでお答えできるような案件ではございませんけれども、基本的に債権の売却ということは進められてきたということでございます。

○大塚耕平君 じゃ、経営局長でしたか、経営局長にお伺いしますが、今私の説明を聞いて、蓋然性として、事実として認定しなくていいです、私の説明を聞いて農林省の経営局長として合理的に判断すると、東京チャレンジファンドと農林中央金のどちらが損失を被つている蓋然性が高いと思いまますか。農水省としての事実関係の認定を求めているわけではなくて、この委員会で私が説明をしている内容を聞いて経営局長としてどのように感じられるかということを聞いています。

○政府参考人(高橋博君) 東卸と農林中央金庫との間のこの債権債務関係でござります。これについては基本的に長きにわたつて行なっているといふふうに聞いておりまして、これについての債権の評価あるいはどのような形で処理をするかといふことについて、一概にその損失がどの段階で発生をしたのか、損失をどの程度かぶつたのかといふことについてはこの段階で明確にお答えできな

ります。そこで、四ページ、五ページをちょっと御覧いただいといふに思つております。日本伝統的な競りに基づく市場のメカニズムを解体する意図及びその他の何らかの意図があることも想定されます。

そこで、四ページ、五ページをちょっと御覧いただきたいんですが、この築地の問題であります。築地の移転問題は、これは単なる移転問題ではないといふに思つております。日本伝統的な競りに基づく市場のメカニズムを解体する意図及びその他の何らかの意図があることを想定されます。

この問題の進展の過程で農林中央金が不透明な役回りを果たしている蓋然性も否定できないというふうに思つております。農林中央金は日本を代表する金融機関の一つとして内外から評価される公正なガバナンスが行われるべきであり、経営判断以外のバイアス等によって不合理な損失を負うような行為や取引を行うべきではないと思つております。

今日は、後でまた御説明しますが、東京都には是非出席をしていただきたいということで、昨日、委員部も御尽力いただいて、また与党の椎名筆頭理事も御賛同いただいた、東京都に再三にわたる

出席要請をしましたが一切出でこないということになりましたが。そこで、今日はなかなかこの疑問の矛先を向ける先がなくて困つてしまつんですが、金融庁にちょっとと見解をお伺いをしたいんですが、東京都はこれどういう支援をしたというふうに例えれば推すが。答えてくれとは言つてないんですよ。私が

まる御説明を申し上げた内容を聞いて、農林水産省の経営局長という要職にあられる方が説明を聞く限りはどのような蓋然性が高いかというふうに感じているかということをお伺いしているんであります。

○政府参考人(高橋博君) 今委員から御説明をいたしました案件についてはそれぞれの資料に基づいたものというふうに私どもとしても認識をさせていただいております。ただ、これについての農林中央金庫としての債権としての扱いについては、損失処理等々については個別の関係でございますので、申し控えさせていただいといふことです。

○大塚耕平君 中川大臣、七ページをちょっと御覧いただきたいんですが、これも五月二十九日にお示しした資料であります。これはその東卸の公表資料であります。一番上に書いてあります、京都の支援もいただき一件落着しましたと、一番下には、その六十一ページには、事前に顧問会計士が折衝した結果、コンプライアンス上の問題があることから、東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合経由での債権買戻しを行い、同行、つまり農林中央金に対する借入金全額を清算したと、こうなつてはいるんですね。

今日は、後でまた御説明しますが、東京都には是非出席をしていただきたいということで、昨日、委員部も御尽力いただいて、また与党の椎名筆頭理事も御賛同いただいた、東京都に再三にわたる出席要請をしましたが一切出でこないということになりましたが。そこで、今日はなかなかこの疑問の矛先を向ける先がなくて困つてしまつんですが、金融庁にちょっとと見解をお伺いをしたいんですが、東京都はこれどういう支援をしたというふうに例えれば推すが。答えてくれとは言つてないんですよ。私が

卸売市場整備基本計画を審議する食品流通審議会  
卸売市場部会第一回会議において、市場から仲卸業者を淘汰し、市場の仕組みを解体する意思が表明されております。

平成十四年十二月の総合規制改革会議第二次答申で農業分野の改革が盛り込まれまして、事実上、競りによる市場運営の廃止に向けた方向付けが行われたものと私は認識しております。

第三に、平成十八年四月に発表された第八次卸売市場整備基本方針では、仲卸業者数の大幅な縮減を図ることが盛り込まれております。商品を目視確認しないで売買できる電子取引の導入、仲卸業者の目利きによる競りの廃止が想定されております。

平成十九年二月に改定された第八次中央卸売市場整備計画では、豊洲の新市場整備に伴い、築地は移転ではなく廃止と明記されております。築地移転は、藤沢、川崎の中央市場から地方市場への格下げを伴う三市場の統廃合というふうに位置付けられております。

五、豊洲における卸売業者、現状七社と聞いておりますが、これは仲卸のさらに言わば上流に位置付けられる業者さんですが、この卸売業者は三社に限定される方向にあると聞いておりますが、当該三社と想定される卸売業者の大株主には外国資本が徐々に入ってきております。

なお、築地移転をめぐっては、東京湾臨海開発やオリンピック招致との関連、豊洲の新市場用地の環境汚染問題も取りざたされております。環境汚染問題に関しては、検査結果の内容についても巷間様々な疑惑が呈されております。

こういう動きがある中で行われたのが東卸、農中、東京都が出資するファンドの三者間で行われた九億三千万円の棒引き取引であります。

そこで、五月のときにも申し上げたのは、この東卸の皆さん、築地の市場の皆さんの中の築地移転ならぬ築地廃止の反対派の皆さんへの懐柔策として借金を棒引きしたのではないかというふうに転じて借金を棒引きしたのではないかというふうに築地市場の中では今随分議論になつてゐるわけであります。

あります。そういうふうな推測が仮に成り立つとすれば、東京都の支援でというくだりも何やら腑に落ちる部分があるわけでございます。

そこで、農水省にお伺いしますが、現在の築地の卸売業者七社の株主はどうになっていて、

豊洲に移転するとそのうち三社しか生き残らないというふうに言われておりますが、その三社は既に決まつてているのかどうか、そしてその三社の株主はどうなつているのかを御説明いただきたいと存ります。

○政府参考人(平尾豊徳君) お答え申し上げます。

まず、東京都中央卸売市場築地市場の水産部の卸売業者七社でございます。この七社のうち四社が上場企業でございまして、三社は非上場となつております。今御質問がございました株主でござります。

それで、四社の上場企業について私ども把握しているわけでございますけれども、まず大都魚類株式会社でございます。これは株式会社マルハニチロホールディングスほかの株主でございます。

そこに、次がゴールドマン・サックス・インター・ナショナル、あと大洋エーフ株式会社でございます。それから、中央魚類株式会社でございます。これは主要株主といたしましては、日本

水産株式会社、足利本店、それから三菱東京UFJ銀行でございます。次に、東都水産株式会社でござりますけれども、松岡冷蔵株式会社、日本ト

ラステイ・サービス信託銀行、それから、みずほ

信託銀行退職給付信託再信託受託者資産管理サー

ビス信託銀行等々となつております。さらに、四番目でございますけれども、築地魚市場株式会社でございます。東洋水産株式会社、株式会社ベニ

レイ、株式会社三菱東京UFJ銀行等となつてお

ります。

残りの三社は株式が公開されていませんので、あれでございます。

どもはまだそういう詳細な検討が行われていると

いうのは承知しております。

○大塚耕平君 私も、もちろん今日は断定して申し上げるつもりはありませんので、ただ、やはり

農林中金がかぶっているわけであります。このか

ぶつたということは、九億七千五百万を九億三千

万棒引きしたということは、棒引きした相手はこ

れは破綻懸念先ないしは破綻先でなければならぬですが、東卸という事業協同組合はキャッシュ

もいっぱい持つていて、今も現に生きています。

おまけに、今、食の安全の問題で様々なことが起きておりますが、これ、築地市場の仲卸の皆さんというものは現物を目で見て物を確認して競りをしております。

おまけに、今、築地市場の仲卸の皆さんというものは現物を目で見て物を確認して競りをしております。今御質問がございました株主でござります。

それで、四社の上場企業について私ども把握しているわけでございますけれども、まず大都魚類

株式会社でございます。これは株式会社マルハニチロホールディングスほかの株主でございます。

そこに、次がゴールドマン・サックス・インター・ナショナル、あと大洋エーフ株式会社でござります。それから、中央魚類株式会社でございます。これは主要株主といたしましては、日本

水産株式会社、足利本店、それから三菱東京UFJ

J銀行でございます。次に、東都水産株式会社でござりますけれども、松岡冷蔵株式会社、日本ト

ラステイ・サービス信託銀行、それから、みずほ

信託銀行退職給付信託再信託受託者資産管理サー

ビス信託銀行等々となつております。さらに、四

番目でございますけれども、築地魚市場株式会社でございます。東洋水産株式会社、株式会社ベニ

レイ、株式会社三菱東京UFJ銀行等となつてお

ります。

期に来ているというふうに私は思つております。

中川大臣にちよつと感想だけお伺いしたいんで

すが、いろいろ政府において御議論をいただきたい材料を今日は御提示を申し上げていいつもりであります。ここまで話聞いていただいた上で、

例えば先ほどの農林中金の九億三千万円、事実上

がこれでいいのか、グローバリゼーションというものがそれでいいのか、効率第一で何事もすべて

解決するということでいいのか、それが問われて

いるわけであります。

おまけに、今、築地市場の仲卸の皆さんとい

ういうのは現物を目で見て物を確認して競りをしております。今御質問がございました株主でござります。

それで、四社の上場企業について私ども把握しているわけでございますけれども、まず大都魚類

株式会社でございます。これは株式会社マルハニチロホールディングスほかの株主でございます。

そこに、次がゴールドマン・サックス・インター・ナショナル、あと大洋エーフ株式会社でござります。それから、中央魚類株式会社でございます。これは主要株主といたしましては、日本

水産株式会社、足利本店、それから三菱東京UFJ

J銀行でございます。次に、東都水産株式会社でござりますけれども、松岡冷蔵株式会社、日本ト

ラステイ・サービス信託銀行、それから、みずほ

信託銀行退職給付信託再信託受託者資産管理サー

ビス信託銀行等々となつております。さらに、四

番目でございますけれども、築地魚市場株式会社でございます。東洋水産株式会社、株式会社ベニ

レイ、株式会社三菱東京UFJ銀行等となつてお

ります。

入れない一定の役割を担わされている局面があると思料すると。以上のような諸点から、この法案に基づいて農林中金に公的資金を投入するに際しては、その必要性・妥当性を改めて国会において検証することが必要と考えているがゆえに、私たちは国会の事前承認が必要なのではないかということを申し上げておるわけであります。

冒頭申し上げましたが、農林中金が日本を代表する金融機関であつて、万が一のことを起してはいけないという思いは私たち民主党も一緒にござります。しかし、日本を代表する金融機関でありながら、金融機関としては看過できない経営行動が他のメガバンク等に比べるとやや多いのではないか、ないしは監督官庁が十分にその行動を制御できていないのではないかというふうに思われるがゆえに、私どもは農林中金の公的資金注入に際しては国会の事前承認が必要と考える次第であります。

最終的に党としてどういう対応を取るかという  
ことは、改めてこの審議の中で、また立場を他の  
委員や理事の皆さんが明らかにすると思います  
が、今日は私の農中に関する質問は以上のように  
させていただきます。

次に、地方公共団体が主要株主となつて いる金  
融機関を対象とするべきかどうかということであ  
りますが、金融庁にお伺いします。

銀行法五十二条において、銀行の主要株主といふのはどういうものであつて、また、その主要株主から除外されているものにはどういうものがあるかということを御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(内藤純一君) お答えをいたします。

今のお尋ねは銀行法の第五十二条の十四の規定に関するものだと解しております。この銀行法の第五十二条の十四条でございますが、これは銀行經營が悪化した場合は特に必要があると認められたときは、当局が五〇%超の議決権を有する銀行す。

主要株主に対して、銀行の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができるなどと規定しているところでございます。この主要株主でござりますけれども、国あるいは地方公共団体等は同項の対象、この認可のまず適用対象になりますけれども、この認可の適用の範囲から除外されるておりますまして、この対象にはなっておりません。

繰り返しますけれども、この規定につきましては、具体的な措置としては、主要株主の影響力の行使によりまして銀行が健全な融資を実施しているよううな場合に、そのような指示又は経営管理方針を改善すること、主要株主の経営資源を活用して銀行の経営基盤の拡充を図ることと等が考えられて、そうした観点で主要株主に対する経営監督を措置を規定しているところでござります。そのような中から國、地方公共団体は除外され、いうふうに規定されています。

○大塚耕平君　法の構造的には今後教示したたる如きとおりだと私も認識しております。  
ということは、この銀行法で金融庁が監督官庁として主要株主を見る場合に、地方公共団体が主要株主の場合、つまり金融庁は余り地方公共団体には関与をしないという、そういうような言わば位置付けだといふうに、大ざっぱに申し上げるとそういうことだと理解してよろしいでしよう。

○政府参考人(内藤純一君) そういうことではござ  
いまして、地方公共団体も国と同様にこの主要性を  
主に対する監督というものを行使するような、そ  
ういう対象としてははじまないのではないかとい  
か。

○大塚耕平君 つまり金融庁は、日本の金融システム安定のためにある金融機関に對して一定の監督上の措置なり意思を働かせようとするときには、その主要株主を通してそういうことを行つうる考えがまずベースにありますて、そういう規定期にになつてゐるというふうに理解しております。

もあるけれども、地方公共団体が主要株主の場合は、地方公共団体自身が言わば自らその監督責任を果たす立場にあるという考え方であるということであろう。政府参考人（内藤純一君）　地方公共団体がどういう判断をされるかということは、それぞれのケースにより、また地方公共団体の御判断によるものと、基本的に地方自治というものを最大限尊重するかの問題である。この点でよろしいでしょうか。

重するというようなことであろうかと思します。私ども金融当局いたしましては、まず金融機関に対する問題があつた場合に監督あるいは情報収集等に努めていくということでございまして、地方公共団体がそれに主要株主としてどう対応するかということとはまた別の問題として、私どもとして責任を持って対応していくべき問題だとうふうに考えております。

○大塚耕平君 委員の方にはお手を煩わしい恐縮ですが、お配りした資料の三ページを御覧いただきたいと思います。これも議事録に残す形で、今後も用ひますのでござります。

少し御説明をさせていただきます。  
地方公共団体が主要株主である銀行についての考え方であります。銀行法第五十二条では、今内藤局長が御説明してくださいましたように、銀行の主要株主に対して、金融庁は監督上必要な位置を命じることができることになつていて、しかし、この主要株主に関して、その他の条文によつて地方公共団体は含まれないこととされて

これは、地方公共団体が主要株主である場合  
当該地方公共団体が公的セクターの一員として監  
督上必要な措置を直接行うことを想定していると  
考えております。

したがって、地方公共団体を主要株主とする金融機関をこの法案の対象とするとは銀行法をを中心とする金融法制の構造と整合的と考えております。対象外とすることを整合的と考へております。

仮に、地方公共団体を主要株主とする金融機関に公的資金投入が必要になり、かつ当該地方公共団体に財政余力がない場合には、国が当該地方公

○政府参考人（内藤純一君）　お答えいたします。  
今、最後に読み上げました五番目のこの文章の内容について、このような理解で金融庁の認識と一致しておりますでしようか。

丸の四つ目までは私どもの基本的立場といたしましては、おおむね一致しているのではないかなどというふうに考えておりますけれども、五番目につきましては、あつた三つ目まではですね。そこで、仮にというところの丸でござりますけれども、これにつきましては私どもとして、地方公共団体に財政余力がない、というふうな場合に云々と、こういうふうなことになるとござりますけれども、金融機能強化法の法案の建設以前、考え方をいたしましては、それぞれの金融機関において申請書を出していただいて、その内容が適正であるというふうに判断された場合には、本の参加を行ふというふうな建設でございまして、

○大塚耕平君　局長、後で議事録修正していただきたいのですが、四番目も一緒だと言われると、地方公共団体を主要株主とする金融機関を法案の対象外とすることにも同感ということになりますか。それは多分、どうもございません。

○政府参考人(内藤純一君) 失礼しました。  
三つ目までということで申し上げたかったんで  
で、そこは訂正をさせていただきます。

おつしやる意味は分かるんです。こうした者たちに基いて、直ちに地方公共団体に資金支援することなんということを私どもも申し上げているわけではありません。

あくまでこの法案の立て付けは、金融機関がガラ手を挙げて申し出でくるわけであります。ただ本当に地方公共団体が主要株主の金融機関が

金融システム全体にとって、今回の金融危機で不

金ですね。

測の事態に見舞われて経営が立ち行かなくなる、ないしはその対象となる金融機関が融資をしていない企業の皆さんが困るというときに主要株主である地方公共団体が何らかの協議を求めてきた場合には、五番に書いてあるような間接的な形で国が支援するということも論理的には可能なんだろうと、あくまでこの法案でという意味ではございません。そういう意味でこの五番を記載しているわけがありますが。

改めてお伺いしますが、地方公共団体を主要株主とする金融機関は今、日本には幾つあります

でしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一つであると承知

○大塚耕平君 何か質問答みたいで恐縮ですが、それは新銀行東京ということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) はい、そのとおりでございます。

○大塚耕平君 五番目のことはともかくとして、

一、二、三のような理由から新銀行東京に公的資金を投入する場合には、金融法制上特別な立場にある主要株主としての東京都の責任において行うのが妥当かつ合理的であるというふうに私たちは考えております。もつとも、新銀行東京の経営実態をかんがみますと、日本に一つしかない地方公共団体を主要株主とする金融機関というビジネスモデルが様々な問題を抱えていることが認識できることふうに思っております。

私は、この新銀行東京というものをつくるという発想ですね、無担保でなるべくスピーディーに融資をしてあげる、そして地方公共団体が出資をして地方公共団体のガバナンスが効く形で銀行といふものをやつてみると、これまでのビジネスモデルは、これはチャレンジする価値があるものであつたのではないかと個人的には考えておりま<sup>す</sup>。ただし、それは主要株主である地方公共団体がしつかり管理監督をするということが大前提な

は申し上げません。融資仲介。というのは、私どもはその融資仲介と言われる行為が即何でも悪いのかというと、そうではないというふうに

ます。あえて俗に言われている「利き」というふうに申し上げます。これ、私どもの調査などによつて私どもの分類で整理をさせていただいた計数でございま

す。ちょっと数字を申し上げさせていただきます

と、二〇〇五年四月から二〇〇七年十二月までの間に新銀行東京において融資仲介と思われる件数は六百四十二件、そのうち都議、元都議が介しました。

○大塚耕平君 先ほど申し上げましたように、総

数はともかくとして中身は私どもの分類に基づいて特定の資料あるいは計数等に直接言及すること

はこの検査の内容等を示唆する結果となるため、

差し控えさせていただきたいと存じます。

○大塚耕平君 先ほど申し上げましたように、総

数はともかくとして中身は私どもの分類に基づいていますので、例えば現在は国会議員や区長の方で、金融庁の分類とはちょっと違うかもしれません、こういう数字になつてゐるというふうに

私どもは認識をしております。

その上で大臣にお伺いしたいんですけど、大臣よろしいでしようか。地方公共団体が主要株主の金融機関という日本で唯一のこのビジネスモデル、つくつてみたところ、やや、やはり主要株主である地方公共団体の議会関係者の言わば融資仲介が多くなり過ぎるという傾向があるというふうにお感じですか。

○国務大臣(中川昭一君) 今答弁がございました

よう、日本で唯一とも言つていい自治体が主要株主になつてゐる金融機関ですから、実質的なオーナーは都民の皆さんであり、そしてそれを代表してゐる都の関係者あるいは都議会その他の皆様方ということになれば、我々の金融機関という意識が他の金融機関よりも強くなるということ

は、これは、何と言つたらいいんでしょう、やむを得ないと言つても怒られますし、自然と言つても怒られますし、そういう気持ちも起ころのかな

というふうに感じております。

○大塚耕平君 やはり都議、元都議、政治家の皆

や、被検査金融機関が取引先の情報を適切に管理しているか等の顧客保護等管理態勢について検証を行つてゐるところでございます。

○大塚耕平君 検査局長にもう一回お伺いします

が、この数字はあなたがち間違つていないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げます。重ねてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、個々の検査に関連をいたしまして特定の資料あるいは計数等に直接言及すること

はこの検査の内容等を示唆する結果となるため、

差し控えさせていただきたいと存じます。

○大塚耕平君 先ほど申し上げましたように、総

数はともかくとして中身は私どもの分類に基づいていますので、例えば現在は国会議員や区長の方で、金融庁の分類とはちょっと違うかもしれません、こういう数字になつてゐるというふうに

私どもは認識をしております。

その上で大臣にお伺いしたいんですけど、大臣よろしいでしようか。地方公共団体が主要株主の金融機関という日本で唯一のこのビジネスモデル、つくつてみたところ、やや、やはり主要株主である地方公共団体の議会関係者の言わば融資仲介が多くなり過ぎるという傾向があるというふうにお感じですか。

○国務大臣(中川昭一君) 今答弁がございました

よう、日本で唯一とも言つていい自治体が主要

株主になつてゐる金融機関ですから、実質的な

オーナーは都民の皆さんであり、そしてそれを代

表してゐる都の関係者あるいは都議会その他の皆

様方ということになれば、我々の金融機関という

意識が他の金融機関よりも強くなるということ

は、これは、何と言つたらいいんでしょう、やむ

を得ないと言つても怒られますし、自然と言つても怒られますし、そういう気持ちも起ころのかな

というふうに感じております。

○大塚耕平君 先般、私どもは都庁に行きました

東京都によりますと、金融監理室は十二名の体制であると承知しております。この金融監理室の所掌でございますが、東京都の産業労働局で作成しております平成二十年度版の事務概要によりますと、新銀行東京の経営監視及び支援を行うこととされていてお答えください。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしました

そこで、都議会でも随分御議論なさつたと思う

んですが、今年の三月の四百億の追加出資を経て

実は金融監理室というものが都に設置されたわけ

申上げましたように、主要株主である地方公共

団体が適切な管理監督を行つていなければ

なりませんので、やはりこのビジネスモデルは大いに問題がある

うようなこともありますし、議員の方々ではない

ことによって不正な利得を得ているというような

思ひますので、そういうものすべてについてとや

かく申し上げるつもりはありませんが、もしそ

ういうことに對して真摯に対応するということも恐らくこの件数の中に入り込んでしまつてゐると思ひますので、そういうものすべてについてとや

かく申し上げるつもりはありませんが、もしそ

ういうことによつて不正な利得を得ているというよう

なことがありますので、そのうえで、そのうえで、

もう逮捕されているということもありますので、

これが問題です、出資法に抵触するとい

うようなことがありますし、議員の方々ではない

ことがあれば問題ですし、出資法に抵触するとい

ういうふうになつております。

この事実関係について、新銀行東京に対しても検査を行つた金融庁としてはどのようにコメントされます。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げま

す。

個別の金融機関の検査に關連をして特定の資料

でありますとか計数等に直接言及することは、個

この事実関係について、新銀行東京に対して検

査を行つた金融庁としてはどうのようにコメントさ

れます。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答え申し上げま

す。

個別の金融機関の検査に關連をして特定

きであります、都は新銀行東京が今回追加出資する四百億円の資本を毀損させることのないよう適切な監視に努める、都は新銀行東京の再建計画の附帯決議に基づいてできたのがこの金融監理室なんですが、聞きに行つたら、私たちは新銀行東京の中身については何も分からぬし、監督する立場にはないと言つてゐるわけですね。

これは、こういう地方公共団体の事情であれば、日本の金融システム全体を守る金融庁としてはこの金融機関に対しても適切な対応をなされるべきだというふうに私は思つておりますし、かかる状況になつてゐる金融機関をこの金融機能強化法の対象に加えるというような判断をもしこの国会がするということであれば、国会の見識が疑われるというふうに私は思つております。

そして、今のこの融資の仲介の中に実は、議員の皆さんにはそれぞれ不正なことをしないといふいう範囲で真摯に都民の皆さんに対応するということで、あとはここは警察等の判断に任せるべきだと思いますが、この都庁・新銀行東京関係者六十一件と、いうこの方が私は問題だと思つているんですね。

例えは、これは質問しません、多分何もお答えになれないと思いますので、一応お伝えしますが、平成十七年四月ごろ、当時の副知事は売上げが全く立つていない企業の融資仲介を行つていると聞いております。平成十八年一月ごろには、当時の港湾局長は資本金が数万円程度しかない企業の融資仲介を行つたと聞いております。これが実際に行われたかどうかというところまでは確認をしておりません。

こういう状況なんですが、この六十一件の中で最も多い関係者はどなただというふうに金融庁は認識していますか。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げ

個別金融機関に係る事実関係につきましては、従来からお答えを差し控えさせていただいているところでございまして、これは、そういうことをお答えを申し上げますと、この当該金融機関の取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、あるいは将来の私どもの検査一般におきまして正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、また、場合によつてはこの金融機関に多大な影響を及ぼし、金融情勢全般に不測の影響を与える等々の問題がありまして、是非、円滑でかつ実効性のある検査を行うという観点から、御理解をいただきたいと存じます。

○大塚耕平君 金融庁は検査にも入つておられるわけですし、これから更に監督もするわけでありますし、もちろん一義的には都庁が責任を持つているわけでありますが、私どもが聞き及んでいる範囲では、六十一件のうちの半分以上、四十分件近くは知事の政務担当秘書だというふうに聞いております。そのような理解で間違いないでしようか。

○政府参考人(畠中龍太郎君) ただいまのお尋ねも個別の事案、計数についてのお尋ねでございりますので、先ほど申し上げましたとおり、直接それに言及することは差し控えさせていただきたいわけですが、あくまでも一般論として申上げますと、この金融機関が外部から融資の紹介などを多数受けたというような場合には、例えば紹介により融資審査の適切性がゆがめられていないいかどうか、といった信用リスクの管理態勢でありますとか、顧客保護の管理態勢について適切な検証を行つてはいるところでございます。

○大塚耕平君 いずれにいたしましても、この問題は、新銀行東京が来年三月決算をどのような形で迎えるか、あるいはまだこれから九月決算の内容もいろいろ精査をされるわけでありますし、しっかりと関心を持つて対応をさせていただきたいと思いますが、私ども民主党いたしましては

新銀行東京をこの法案の対象とすることにはなかなか賛同できないと思つております。また、万が一、新銀行東京の経営が金融システム全体に影響を与えることになつても、それは東京都がまずどのような対応をするかをお考えになり、東京都が自力で何とかできないというときに東京都と国の方において議論をするという形において解決できる問題でありますので、この法案の対象とする合理性はないものというふうに考えております。最後になりますが、もう一枚資料をお配りさせていただきました。

実は、こういう経緯でございますので、今日、東京都の産業労働局長においていただきたいといふうに昨日、申出をいたしました。そもそもこの新銀行東京の実態を聞かせていただきたいといふこともあります。この産業労働局長、現在の産業労働局長が御就任になつてからも産業労働局として二件の融資仲介を行つておりますから、これ局長が知つているわけでありますね。そういうお立場の方でありますから是非来ていただきたいと思つたんですが、以下のようないくつかの点を御報告を申し上げます。

昨日、委員部を通じて労働局長に参考人として出席要請を伝えましたが、労働局長は多摩で公務があるため出席できない旨、委員部を通じて連絡をしてまいりました。産業労働局長が対応できな場合には、副知事あるいは金融監理室長、監理課長、金融支援担当部長等、他の関係者の出席を委員部を通じて改めて要請をいたしましたが、東京都からは、要請された四人のうち二名は他の公務、二名は産業労働局長に同行するためいずれも出席できない旨、連絡がありました。

委員部経由で、産業労働局長ほか関係者全員がなぜ今日出席できないのか公務の内容等を開示してほしいと要請をいたしましたが、委員部に対しては、公務の内容等についても参考人としての正式の出席要請がないと開示できない旨、連絡がありました。

そして、この委員会の与党の筆頭理事である椎

名先生にも御理解をいただいて、椎名先生からもお電話をさせていたいたところ、産業労働局総務部担当者は、局長は十七時ごろ席に戻るが、すぐに外出するので電話で会話をする余裕はないというふうな説明を受けました。そして、担当者に改めて電話をいたしまして、十七時ごろ局長から電話をしてくれと要請を丁寧にさせていただきました。あわせて、総務部総務課長と話をしたい旨、伝えますと、総務課長は電話中ということで、総務課長にも後で電話をしてほしいとお願いをしましたところ、約二時間たつてから総務課長、産業労働局長からそれぞれ電話があり、今後の参考人としての出席要請の可能性をお伝えいたしました。

その際、今日この場に出席されることは知事に止められたのかと質問をしたところ、知事には本日は相談していないし指示も受けていないとおっしゃいましたして、また私の方から、今後も参考人としての出席要請をする可能性があるのでよろしく対応願いたいと申し上げましたところ、知事がまず銀行関係者からと述べているのでそういうことがありますと、ううん、産業労働局長はおつしやいました。

以上、この委員会のこれは言わば権威にかかるわる問題でありますので、与党の先生方にも御報告をさせていただきます。

そして、都庁の関係者は、いわゆる参考人質疑、意見陳述を聴いて行う参考人質疑と、通常のこういう委員会に参考人として来ていただく、それはどうしても前の日と前の前日のぐらいに急にお願いすることになりますので、そのことと随分混同をして考えておられるようありますので、与党の先生方におかれても、当委員会に前の日ないしは前の前の日のぐらいに急に委員会の日程が決まつてお招きがあるかもしれないといふ

ことを東京都の関係者にもしつかりお伝えいただくようお願いを申し上げまして、今日の私の質問を終わらせていただきます。

そして、済みません、最後に、東京都知事には、是非この委員会においていただいて最高責任者としての御意見を拝聴したいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党の尾立でございます。引き続いて、金融機能強化法に関する質問させていただきたいと思います。

まず、中川大臣、非常に世界的な金融危機の中、二十四時間、本当に寝る暇もなく多分御対応されていること、心からの敬意を表したいと思います。そんな中ではございますが、息抜きも必要だということで、この前プロアマのテニス大会で優勝されたと。おめでとうございます。知事とも非常にプレーをされるということをございますので、またこの場でいろいろ議論、やり取りをさせていただきたいと思いますが、今日は、新銀行東京、こちらに限つて議論をさせていただくことになります。

また、都議会の議員の皆様も傍聴に来られております。この二月、三月議会で随分この議論をされたとは思いますが、まだその当時は明らかになつていなかつたことが多々ございましたので、今日ちょっと細かい論点に入るかと思いますが、そういう意味でございますのでよろしくお願ひいたします。

まず、参議院には衆議院での附帯決議付きの法案が送られてまいりました。今、大塚委員からも質問がございました地方公共団体が支配株主となつてゐる金融機関についての責任でございます。

どういう附帯決議かといいますと、改めて申し上げますと、地方公共団体が支配株主となつてゐる金融機関については、支配株主である公共団体がその資本の充実について一義的に責任を持つことととどする、こういうことでございますが、金融庁、これに対して金融庁の見解をまずお聞かせいただ

きたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

一般論でございますが、金融機能強化法に基づき資本参加する際には、国は経営強化計画の履行

や公的資本の返済などを確保する観点から対象金融機関に対して関与を行うこととなつております。これらは、主要株主への監督権を介して行われるものではございませんで、金融機関に対する監督上の措置として行われるものでございます。

このような金融機能強化法の枠組みにかんがみますと、地方公共団体を主要株主とする金融機関が国資本参加の対象となることを制度上当然に排除するものではないと考えております。

いずれにせよ、衆議院における御指摘の附帯決議ということも踏まえながら、制度の適切な成

立しますれば、当然のことながら適切な運用に努めでまいりたいというふうに考えております。

○尾立源幸君 この衆議院の附帯決議があつたわ

けですけれども、今おつしやった見解というのは、

この附帯決議がなされる前からそもそもそういう

金融庁のお考えだったのか、この附帯決議がなさ

れたからこのようなお考えになつたのか、その点

を明確にしていただきたいと思います。すなわち、

議会でこれは議決をしたものでございますから、

そのビフォーアフターといいますか、そこを

はつきりさせていただきたいと思います。

○政府参考人(内藤純一君) 新たに変わつたとい

うことを探るが適切かどうかということ

はござりますけれども、この附帯決議につきまし

ては幾つかの論点がございまして、幾つかの論点、

この点、新銀行東京、地方公共団体が主要株主で

ある銀行の場合のほか、幾つかの論点がございま

す。この附帯決議全体について、私どもとしては

この点を尊重し、配慮してまいりたいということ

でございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

ということは、附帯決議によつて金融庁の考え

方も、変わつたという言い方がどうなのが分かり

ませんが、補強されたということと理解しました。

なかつたんですが、元々当初からそういう考えだつたのか、この議決後にそういう考えになつたのか、もう一回明確に。

○政府参考人(内藤純一君) 私ども、この金融機

能強化法案を御提案する際には、銀行法上の銀行

というものについては基本的に同列に当然ながら

考えておりまして、この申請があればそれに適切

に、適切な申請であればそれを認めて、そして資

本参加をしていく、こういう枠組みでございます。

その中で、衆議院の御議論がございまして、御

検討がございまして、その上でこういう附帯決議

が付せられたということで、今後につきましては

これを尊重といいますか、配慮をして対応してい

くという趣旨でございます。

○尾立源幸君 ジャ、この附帯決議があつた後、

新銀行東京がまさに追加出資をしなければならな

いような状況になつたときには、まず都が追加出

資すべきだという、こういうスタンスになつたと

いうことでよろしいですね。

○政府参考人(内藤純一君) 新たに変わつたとい

うことを探るが適切かどうかということ

はござりますけれども、この附帯決議につきまし

ては幾つかの論点がございまして、幾つかの論点、

この点、新銀行東京、地方公共団体が主要株主で

ある銀行の場合のほか、幾つかの論点がございま

す。この附帯決議全体について、私どもとしては

この点を尊重し、配慮してまいりたいということ

でございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

ということは、附帯決議によつて金融庁の考え

方も、変わつたという言い方がどうなのが分かり

ませんが、補強されたということと理解しました。

もし異論があれば言つていただきたいと思います。 次に、皆さんのお手元にお配りをさせていただ

いております新聞記事でございます。ショッキン

グな見出しが付いておりますが、石原銀行に税金

は不要という与謝野大臣の発言でございます。

ちよつと、大事でございますので発言部分を読ま

せていただきたいと思います。傍線を引いたとこ

ろでございます。

この法案の趣旨は、貸し渋り防止のために健全

行に資本増強することです。貸出先を守るのが法

の趣旨です。しかし、新銀行東京はビジネスモデ

ルが成り立つていない。これ以上資本増強をして

貸出しを増やすことよりも、何もしないで立ち枯

れにした方がいいと。融資枠を絞り、縮小均衡に

持つていく。資本増強して貸出しを増やすとしたこ

とで議論するべきではありませんが、新銀行東

京は強化法の対象ではないと思います。

これは我々と全く同じ考え方で、本来お呼びした

かつたんですが、私の手続ミスで今日には間に合

わなかつたんでまた改めてお聞きをしたいと思

ますが、まさに与謝野大臣は的確な御指摘をされ

ています。また発言をされていると私は思つております。

まず、ビジネスモデルとして成り立つてない

といふ、ここが大事なんですね。ここを少し検証

させていただきたいと思います。

私がいろんな資料で調べましたところ、この新

銀行東京の設立趣旨というのは都内の中小企業に

ます融資するということで始められたと思いま

す。これが実態はどうだったかということで、平成十九

年の十二月でございますが、都内じやなくて都外

の企業が件数ベースで二・二%あつたと。また、

中小企業に絞られていたのかというと、大企業に

対して金額ベースで四八%ということで、最初か

らビジネスモデルどおりにこれはやつていいなん

じやないかということをまず御指摘をさせていた

衆議院の委員会におきます附帯決議の際に、大

帶決議でございますが、ここにおきまして、地方

公共団体が支配株主となつてゐる金融機関につい

てござります。

○政府参考人(内藤純一君) 委員御指摘のこの附

帶決議でござりますが、ここにおきまして、地方

公共団体が支配株主となつてゐる金融機関につい

てござります。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつしやっているもので、最初から今附

帯決議のようなお考えであれば、金融庁が、知事

の言っていることと金融庁の考え方方が違うなど、

そのことをお聞きしたかったので、くどくど聞い

たわけでございます。

○尾立源幸君 なぜくどくどお聞きしているかと

いうと、この新銀行をつくったときに、石原知事

が当初、都の出資の範囲でのみ責任を有するとい

うふうにおつ

ださたいと思います。

さらに、この四月から始まりました再生計画案でも年間七百億の融資残高を確保していくということなんですねけれども、その中身がひどいものでございまして、本来の中小企業向けの融資というものは七百億のうちたったの二百億、たったの二百億、三〇%ぐらい。一番最初に書いてあるのがファンド投資と。さつき大塚さんがおっしゃったようなファンド投資とか、こんなことに二百億等々ということで、そもそももう設立の当初の目的からは乖離しているということを指摘したいと思います。

それで、こういうファンドに、ベンチャーキャピタル的な話になるわけですから、本当にそれで収益が安定的に見込めるのか、千三つの世界とも言われるベンチャーキャピタルの支援、本当にこういうことで収益が上がるのかと、甚だ私は経験からいって疑問だと思っております。

そしてまた、今年の七月に終わりました金融庁の検査でも収益面に問題があると、こういう報道がございまして、金融庁自身もビジネスモデルに問題があることはもう明らかだと、こういうふうに言つておるわけでございます。

そしてまた、この金融庁の検査の中で、報道によりますと、当期の、平成二十年度の当期純利益が百二十六億のマイナスということだったんですけども、この新銀行東京が予想しておりますデフォルト、貸倒れがもつと本当はたくさんで、追加で百億ぐらいの引き当てをしなければならないだろうと、こういうことまで報道をされている状況でございます。

先ほども大塚議員がお話しされました三月議会で、都議会で、自民党と公明党が四百億円が毀損されないよう都是適切な監視に努めると、こういう附帯決議を条件に賛成された、これは議事録で当然確認しておりますけれども、そういう意味で、もう既にこの都の新しい出資が毀損されるのではないかという状況がこの二十年度の末の決算で予想され得る、そういう状況になつてているということ

とでございます。

そんないろいろ指摘をすると切りがないわけですが、こういう状況、まさにこのことをございまして、お謝りさんは適切、的確に言い当てていらっしゃるんだなと私は思つております。その見識を非常に高く私は評価をさせていただきたいと思いま

す。

それでは次に、金融庁と日銀の責任について話をさせていただきたいと思います。

まず、新銀行東京の経営について、金融庁、日銀はどの程度経営状態を把握していたのか、どうな情報をお伝えをしていただきたいたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしま

す。

銀行監督に当たりましては、報告の提出やヒアリング等の監督上のモニタリングや立入検査によりまして監督対象行の財務状況やリスク管理態勢などの把握に努めているところでございます。新銀行東京につきましても、このような監督上の対応を行つてきたところでございます。

当行との間の具体的なやり取りにつきましては、個別銀行に関する事柄であり詳細は差し控え

たいと存じますが、このようない監督上の対応を行つてきたということを御理解賜りたいと存じます。

○参考人(山本謙三君) まず一般論として申し上

げますと、日本銀行では取引先の金融機関の動向

に関しましては日々の資金繰り状況を把握いた

しますとともに、あるいは預金貸出しの動向あるいは決算の動向、そうしたもので定期的に報告を受けることとなっております。また、適宜のタイミングで考查も実施するということでございま

す。

個別金融機関に関する具体的な内容についてはお答えを差し控えさせていただきますが、今申し上げましたモニタリングあるいは考查の枠組みにつきましては、新銀行東京に対しましても他の取

引先の金融機関と同様に実施してまいりてきているところでございます。

なお、新銀行東京に対しましては、昨年、二〇〇七年一月から三月にかけて考査を実施し、四月に考査結果を伝達したところでございます。

○尾立源幸君 ちょっともう一度お聞きしたいん

ですが、金融庁、日銀、経営情報の報告義務というのが規定されているのか、例えば四か月に一回とか三か月に一回とか。そこだけ、まず定期的なものが規定されているのかどうかだけお答えいただけですか、お二方とも。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どもいたしま

しては、様々な形で情報を収集しますとともに、決算の段階でのヒアリング等、定期的なそういうたヒアリングを行つているところでございます。

○参考人(山本謙三君) 私ども、当座預金取引先との間の契約に基づきまして定期的な報告を受けているということでございます。

○尾立源幸君 頻度は。

○参考人(山本謙三君) 適宜の頻度でございま

す。

○尾立源幸君 金融庁は少なくとも一年に一回はきちっと正式なものを受けていらっしゃるという

ことだと思いますが、報道によりますと、金融庁も適宜な、必要に応じてということで報告命令を下されておりますよね、平成十八年十二月下旬。

そして、翌年、十九年の一月下旬には経営状況の報告をするようにと、こういうことだと承知しております。

○参考人(山本謙三君) まず一般論として申し上

げますと、日本銀行では取引先の金融機関の動向

に関しましては日々の資金繰り状況を把握いた

ます個別のやり取りにつきましては、詳細を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、私ども、銀行監督に当たりましては、それをの事案に応じまして、必要に応じ報告を求める、あるいは定時ヒアリング等を行う等の対応に努めているところでございます。

○尾立源幸君 これも事実がどうなのかお答えくださいとだけないので分からぬんですけど、なぜもつと金融庁は早く検査に入らなかつたのか。入ったのが平成二十年の五月から七月ですよね。三年以上ほつたらかしと。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、従来から

この件について、大臣ですかね、金融庁、どちらも結構ですけど、お答えください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、従来から

今まで申し上げたような監督対応に努めてきて

いるところでございます。また、日銀さんの方でも日銀考査等も行つているところでございます。

○尾立源幸君 三年間ほつたらかしだったということです。

それでは、日銀考査、先ほど実施されたとお聞

きました。その結果については日銀と新銀行東京間で守秘義務契約が掛けられていると、こ

ういう理解をしておりますが、そういう場合は、最大株主である東京都にも考査の結果は伝えられ

ないというふうに理解してよろしいですか。

○参考人(山本謙三君) 日本銀行が行います個別

金融機関に対する考査というのは、金融機関の経営状態を的確に把握し、リスク管理の改善あるいは健全性維持を促すために実施しているものでございます。



く引き当てで決算を行うと、だから中間監査報告書は要りませんと。要是認めてもらえないんだつたら中間監査はやつてもらわなくていいと、こういう回答をしておるということなんです。

会社法上、中間監査報告書までは求められていないんですけども、これは経営者の責任またディスクロージャーの適正性という意味から私は非常に問題があると思っておりますけれども、金融庁の見解、この件についてはどのように、こういうことが行われているんでしょうか、他の銀行等では。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融庁といたしましては、金融機関が償却、引き当てを行うに当たりましては、その時点で入手可能な情報に基づきまして適正な償却、引き当てを行うことが重要であると認識しているところでございます。

一般論として申し上げますと、金融機関の決算是金融機関が自己責任で作成すべきものでござりますが、私どもいたしましては、当該決算の状況や財務上の課題につきまして、金融機関より報告の提出を受けたりヒアリングを実施するなど、状況の把握に努めているところでございます。

なお、当行におきましては、会社法上、会計監査人による監査が必要な平成十九年三月期年度決算以降は実績デフォルト率を使用しているものと承知しております。

○尾立源幸君 もう一度お伺いしますが、想定デフォルト率で決算をやつていたということは、本決算をやつていたのはあるんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 平成十九年三月期決算以降は実績デフォルト率を使用しているものと承知しております。

○尾立源幸君 そうすると、十七年、十八年は想定でやつていて、それは、金融庁さん、オーケーしていただけですね。

○政府参考人(三國谷勝範君) 創業当初でございまますと、なかなか実績というものが積み上がらないという、そういう実態はあろうかと思います。

したがいまして、そういう実態が積み上がりま

した段階でこのような形になつていると承知しております。

○尾立源幸君 少なくとも一年目はもう実際の結果が出てると思うんですけども、これは、他の委員からもございましたように、要是利益を多く見せる粉飾なわけですよね。この点からも私は非常に今回の新銀行の経営は、経営陣ますいなど思っております。

さらに、監査法人も今年交代されていますよね、監査法人トーマツから個人の会計事務所に。ホームページで見ると、会計士さんは一人しか、御本人ともう一人しかいない、一人の会計士さんでやつていらっしゃるところです。通常、監査法人の交代というのは、これは信用の低下というのも引き起こします。同格の、ある意味ですね、大法人、大法人ならまだしも、大法人が引き受けない個人会計事務所に行くような場合は、これは相

当危ないというふうに見られるわけです。そういう意味からも注意は必要だと思います。

さらに、取締役、執行役の交代、これは最後のページに出ておりますが、この開業から今日に至るまでおびただしい数の人たちが取締役、執行役の入替えによつてチエンジ、チエンジです、チエンジ。これでは腰の据わつた経営は私はできないんじゃないのかと思うんです。この特に……

○委員長(峰崎直樹君) 時間が過ぎておりますので、まとめてください。

○尾立源幸君 はい。

特に最初の経営者、経営陣を選んだ責任という

のはだれにあるんですか。これは、金融庁、質問しておりますが、だれにあるかだけお答えください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 最初の役員の選任

でございますが、これは平成十六年四月になるか

と思いますが、新銀行東京への商号変更を行うときに取締役の選任が行われたものと承知しております。

○尾立源幸君 それでは最後に、くるる申し上げ

てきました、非常に経営の実態が分からぬまま

たいいかげん、ざさんと、こういうことが出てきたと思います。更にもっと言いたいこともあるんですけれども、もう時間がございませんのでこれ

ぐらにしますが、このままこの新銀行東京を金融機能強化法の対象になり、仮に公的資金が投入されると、すんな経営の後始末に我々国民の貴重な税金が更に費やされることになりかねません。

まずは、どこからどこまでが新銀行のずさんな経営による損失か、はつきりさせる必要があると思いますので、そのため資料要求、国政調査権として、金融庁による新銀行東京の検査報告書の提出を委員会にお願いをしたいと思います。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの提案につきまして、後刻理事会で協議いたします。

○尾立源幸君 終わります。

○委員長(峰崎直樹君) 午後一時十分から再開することとしますが、ただいま民主党の質問時間が七分、約六分半実は延びておりますので、これは大久保委員の質問の中で調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○尾立源幸君 それでは休憩いたします。

午後零時十一分休憩

●最初の質問といいますのは、金融機能強化法は幾ら金額を想定しているんですか、そして増額するためにはどうすればいいのか、増額する場合はどういう手続が必要か、そのことを聞いているんです。

○大久保勉君 簡潔にお願いします。

○国務大臣(中川昭一君) ということが目的でございます。そういう定性的な面がポイントでございまして、定量的には現在どのぐらいということは考えておりません。

○大久保勉君 は考えておりません。

○大久保勉君 大臣、済みません、質問は多数準備しておりますので、聞いてることを是非答え

てください。

○大久保勉君 そのためにはどうすればいいのか、増額する場合はどういう手続が必要か、そのことを聞いているんです。

○国務大臣(中川昭一君) うことは、先ほど申し上げたように、定量的には現在考えておりません。

それから、現在二兆円あるんですか。政令等に

いますが、仮にそれを増やす場合には、政令等に

に基づいて、そして予算総則に基づいて数字を増やすということになります。

○大久保勉君 金額がはつきりしなかつた場合に、こういつた法案を果たして審議してもいいんでしょうか。具体的な数字がないと、こういつた法案は国民の税金を投人するんです、そこは

きつちり話をしてもらいたいと思ひます。実際に

この法令を読みましたら二兆円という数字は出で

いますし、また閣僚の一部からは十兆円という話が出ていています。こういったことを踏まえて是非話をしてもらいたいと思います。

じゃ、次に行きます。

制度の趣旨としまして、中小金融に円滑化するためには多くの金融機関に幅広く出す必要がある

と思いますが、私はもし一兆円としましたら、

上限金額を一〇%、こういうふうに決めた方がいい

んじゃないかと思います。といいますのは、二

兆円の中でメガバンク若しくはどこかに一兆円出

してしまいましたら、中小企業金融に資するとい

うことに関して趣旨と違つてくると思います。こ

のことに対する大臣自らの考え方を聞きたいと思

います。

○國務大臣(中川昭一君) 二兆円というのは、今

法律の期限が切れておりますけれども、しかし、

二兆円が現在残っているという意味で一兆円でござります。幾らにするかについては決めておりま

せん。

それから、上限を設けるかどうかも、あくまで

もこれは目的、さつき途中でしゃべるなと言われましたからやめましたけれども、そういう目的に沿うというために何が、どういう形が必要なのか

ということをこの御議論を通じて詰めていきたい

というふうに考えております。

○大久保勉君 私はずっと金融の世界におりまし

たが、どのくらいお金を出すかも分からなくて法

案を審議しろといいましても非常に正確性を欠く

と思います。もし二兆円の資金を急に十兆円にし

たとします、予算措置で。それで、五兆円とかそ

の半分を一行に出しましたら、恐らくは中小企業

円滑化のための法律ではなくて、ある銀行の救済

になってしまいます。ですから趣旨が全く違つて

くるんですね。この点を是非確かめたいわけで

す。ですから、大臣自身がそういった考え方がない

ということでしたら、この法律は果たして今審議

していいかどうか分からぬような話です。

大臣自らの、私の意見に対する見識若しくは考え方を聞きたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 私も金融機関におりましたので、今の日本の中小企業、経済活性化のために必要な資金をきちっと用意をさせていただ

と。他方、余り積み過ぎると、何、日本の金融シ

ステムあるいは資金ショートはこんなにあるのか

といふ不安をおおるということも逆の意味で考

えていかなければいけないというふうに考えており

ます。

○大久保勉君 分かりました。非常に抽象的な憲

問答になりましたので、また別の観点で質問して掘り下げていきたいと思います。

まず、中小企業融資促進のための資本投入であ

りましたら、当然ながら自己資本比率の高い銀行

に貸した方が中小企業融資としては金額が増え

ります。でしたら、自己資本比率の高い金融

機関に対して借りてもらうインセンティブを是非

とも付けるべきであると考えますが、一つの例と

しましては、例えば優先出資証券の金利は市場よ

りも極めて低くし、中小企業にお金を出した優良

銀行が借りやすくする、そういうことを考えま

すが、中川大臣、こういったことに対するどう思

われますか。

○國務大臣(中川昭一君) 優良な、健全な金融機

関により必要な資金を供給するという御趣旨は私

も同感でございます。そのときに、どういう形に

希望があることも我々も承知をしております。

なるか。いずれにせよ、配当若しくは金利という

ことになるんだろうと思いますけれども、資金コ

ストができるだけ借りる方は少なくしたいといふ

意見を隠しているんじゃないのかな。そういうふうに思えまして、その観点から、次に農林中金及び

Aグループに関して質問したいと思います。

○大久保勉君 これまでの議論で大体分かったと

思いますが、大臣は、どのくらいのお金を投入す

るのか、どこに投入するかというのではなくど

うおっしゃられませんでした。つまり、私は、何か

を隠しているんじゃないのかな。そういうふうに思えまして、その観点から、次に農林中金及び

Aグループに関して質問したいと思います。

○大久保勉君 承認をしていますが、あなたたはど

うします。つまり、金融機関が借りたくないと、

優良な金融機関は借りたくない、中小企業にお

金が出来ないと。そのため、もしこの法律の趣旨

が中小企業にお金を出すためでしたら、BIS規

制が八%以上の金融機関に対してお金を返し一千

兆円出しましたら、場合によっては十一・五倍の一

兆二千五百億、新たな融資ができる可能性があり

ますよね。そうしたらこの趣旨に合っていますよ

ね。そのために、どうして優良金融、いわゆる自

己資本比率の高い金融機関に借りてもらうかで

す。

私は、銀行の方たちと話をしましたら、この制

度を本当に使うためには、何らかのインセンティ

ブがないと絶対使いたくないと、そういうこと

を聞いていますから、大臣の見識を聞きたいと思

います。

○國務大臣(中川昭一君) この制度のインセン

ティブというのは、ある金融機関が地域、とりわけ

地域と私は何回も先ほどから言つております

けれども、地域の中小企業に対してより資金ニーズ

にこたえるために、自己資本比率の充実によつ

て更に資金供給ができるという借り手側あるいは

貸し手側のニーズにこたえるためにこの制度がお

役に立つ、つまりインセンティブになるというふ

うに考えております。

○大久保勉君 これまでの議論で大体分かったと

思いますが、大臣は、どのくらいのお金を投入す

るのか、どこに投入するかというのではなくど

うおっしゃられませんでした。つまり、私は、何か

を隠しているんじゃないのかな。そういうふうに思えまして、その観点から、次に農林中金及び

Aグループに関して質問したいと思います。

○大久保勉君 これまでの議論で大体分かったと

思いますが、大臣は、どのくらいのお金を投入す

るのか、どこに投入するかというのではなくど

うおっしゃられませんでした。つまり、私は、何か

を隠しているんじゃないのかな。そういうふうに思えまして、その観点から、次に農林中金及び

Aグループに関して質問したいと思います。

○大久保勉君 承認をしていますが、あなたたはど

うします。つまり、金融機関が借りたくないと、

優良な金融機関は借りたくない、中小企業にお

金が出来ないと。そのため、もしこの法律の趣旨

が中小企業にお金を出すためでしたら、BIS規

制が八%以上の金融機関に対してお金を返し一千

兆円出しましたら、場合によっては十一・五倍の一

兆二千五百億、新たな融資ができる可能性があり

ますよね。そうしたらこの趣旨に合っていますよ

ね。そのために、どうして優良金融、いわゆる自

いかで衆議院でもいろいろ御議論がございまし

た。経営責任の問題が修正にも入つてしまいまし

た。そういう意味でBIS規制というものが、特

に国際基準行についてはこれは関係してくるわけ

でありますけれども、とにかくいろいろルール

あるいは法制度を前提にして必要な資金ニーズを

供給するというのがこの法律案の目的でございま

す。

○國務大臣(中川昭一君) 質問の内容がちょっと違うと思

います。でも、分かりやすいように質問項目の二・四つ

目の質問をしますから、是非そこを見てください。

まず、農林中金に関しまして、実はディスクロー

ジヤー誌で一つ一つ見ていました。そこで、お

配りした資料の二ページ、三ページ、四ページを

見てください。

これは、国が公的資本を入れる場合には投資す

ると同じですから、ちゃんと資金が返つてくる

かどうか、そのことを検証するために農林中金の

資産内容を一つ一つ見てきました。その中で十

分に分からぬものがありましたし、また、もし

かしたらリスクがあるんじゃないのというところ

を一つ一つ見ていくまして、金融庁にお聞きして

返ってきたものです。

前提としましては、金融庁自身はこのディスク

ロジヤーに書いてある以上のことをお伝えする

ことはできない、これは当然です。私が言つたの

は、こういった項目が一般的には問題だと思われ

る。ですから、一つ一つ金融庁は見ているんで

しょうかと。また、今回の資本の投入に対しまし

ては、こういった項目が一般的には問題だと思われ

る。ですから、一つ一つ金融庁は見ているんで

しょうかと。また、今回の資本の投入に対しまし

ては、こういったことを確認した上でお金を出し

てくださいよ。そうしないと、もしかしたら中

小企業にお金が回るんではなくて、場合によつ

ては投資の損失に回つてしまふ可能性がある。です

から、ほんとうにやつてくださいよ。ということでこう

いった質問をしました。

詳細に関しては述べませんが、例えば、有価証

券で八・九兆円の国債がありますが、そのうち変

動利付国債などの程度保有されているのか。これ

は今年の三月末から現在、物によつては一〇%以

上値下がりしているものがありますから、国債といつてもしかしたら大きな損を抱えている可能性がありますから、こういったものを確認した方がいいんじゃないでしょうかと。また、外債の投資額が十四・二兆円あります。為替リスクがあるんでしょうか、ないんでしょうか。こういったことを聞いておりますし、CDOといいますのは今大変な問題になっていますが、どのくらい持っているんでしょうか。また、評価方法はどうでしょうかということで、一つ一つ確認しております。

例えば、四ページを御覧ください。これは、FTといいますのはファインシヤル・タイムズ、イギリスの経済紙なんですが、そちらによりますと、これは今年の八月二十六日の記事なんですが、農林中金はCDOや資産担保証券を含む証券化商品に次の一から二年で少なくとも六兆円程度投資をすると。つまり、一年間で六兆円も更に買いましを増しをするという記事が出ていました。八月の段階でそういうことを言って、九月にリーマンショックでかなり市場は暴落している状況です。

まず質問したいことは、金融庁はこういったことに關して、きっちり内容を理解して公的資金の投入をする場合には判断をするか、このことに関しても金融庁に確認したいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 農林中金を含めまして、金融機関の運用状況につきましては、検査や各金融機関からの報告などを通じましてその把握に努めているところでございます。私どもは、常日ごろの検査監督におきましてこのような努力をしているところでございます。

一方で、この法律に基づく審査が行われました場合には、その段階におきましてまた更に償還可能性とかそういうことも個別に審査の上で判断されることになるものでございます。

○大久保勉君 僕自身は今回、農林中金及びJAグループに対する投入ということが新たに法律に追加されていますから、この法案を作る際に、果たして農林中金は投資によってどの程度のリスクがあるのか、中小企業融資にお金が回るのか、こ

ういったことをまず審査して法律を作るべきだと考えるんですね。実際そういうことは検討されたんだしようか、金融庁さんに聞きます。ういたものを勘案しながら経営計画を出していきましたして、それに基づいて審査をしていくと金融というものに対する貢献度といいますか、そういうのがまず第一のルートでございます。

そして、今回の法案におきまして新設いたしました制度がございます。これは協同組織中央機関に対しても資本参加をいたします。協同組織金融機関の相互支援制度というようなものは現在行われておりますけれども、これを更に強化をしま

す。支援をしていくという観点で、地域金融の強化を図るという目的、あるいはまた協同組織金融機関の経営の安定化、資本の増強という観点からこうしておりませんけれども、これを更に強化をいたしました。これは協同組織中央機関に対しても資本参加をいたしましたので、この点につきましても適切に判断をして、できる場合には資本の増強をすることになります。そこで、この点につきましては、また金融庁の監督部門において適切に対応するべき問題だというふうに考えております。

○大久保勉君 一応、具体的な話に行きたいと思いますが、例えば農林中金からいただいた資料で、六月末現在で農林中金は債務担保証券、いわゆるCDOというのを二兆七千億持っております。それで、六月末段階で二千八百八十九億円のいわゆる評価損が出ております。ということは、額面価格が一〇〇%としましたら、単純計算で八九・二六%で評価しているということなんですね。

同じCDO、もちろんいろんなものがありますが、今年の七月二十八日にメリル・リンチ証券は、財務悪化の元凶となりましたサブプライムローンの証券を全部、というかほとんど売りたいということでおきました。そのとき、金額は三兆三千億、中金でございますとか組連とかいろいろございます。その中で、私どもとしては特に農中をどうの同じような金額ですが、これはローンスターにバックファイナンスを付けて販売したわけです。幾らで売却したか分かる方いらっしゃいますか。これは通告しておりませんが、分かる方、金融庁お願いします。

○政府参考人(内藤純一君) 農林中金を含めまして、金融機関の運用状況につきましては、検査しては協同組織金融機関の中央組織、これは信金中金でございますとか組連とかいろいろございます。その中でございまして、私どもとしては特に農中をどうの同じような金額ですが、これはローンスターにバックファイナンスを付けて販売したわけです。幾らで売却したか分かる方いらっしゃいますか。これは通告しておりませんが、分かる方、金融庁お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) メリル・リンチが七月二十八日に売却した債務担保証券、CDOの価格が簿価の二三%であったと承知しております。一方は、農林中金の評価、これは私が勝手に計算したんですが八九%，実際にメリル・リンチが売ったのは二三%。もちろん、資産の内容も違うかもしれません、これだけ資産の内容も違うかもしれません、これが

か、衆議院の御審議もいただきまして、農中の問題についていろいろ御議論があつたということは当然ながら承知しておりますが、本件について具体的にどうするかというようなこと等については、今後この制度を実際に成立、仮にしますれば、それを運用する段階において、実際に申請が出てきたものが返つてこない可能性がありますよね。

そこで、メリル・リンチの売却が二二%という幅度で、一方で農林中金が二兆七千億のCDOを持つて、審査をし対応していく、そういう問題であるかと思います。

また、その農中の問題については、その内容については、また金融庁の監督部門において適切に対応するべき問題だというふうに考えております。そこで、小企業金融に資するかどうか検討しませんと、出されたお金が返つてこない可能性がありますね。ですから、この辺りは是非、くれぐれも注意してもらいたいなと思います。

そこで、メリル・リンチの売却が二二%という幅度で、一方で農林中金が二兆七千億のCDOを持つて、本当に監督しております各金融機関につきましては、必要に応じ様々な財務状況等の確認を怠っているところでございます。これからもその対応に努めてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 そこで、中川大臣に確認したいと思いますが、質問は五点目なんですが、こういつた答弁を聞きまして、本当に金融機能強化法で農林中金にこの資金を入れて中小企業融資に回ると言えますか。また、もし資金の償還可能性を考えですか。また、もし資金の償還可能性を考えますか。また、もし資金の償還可能性を考えませんけれども、これは金融のニーズとそれから供給との促進を図るための、とりわけ中小企業あるいは地方の経済に資する、経済に対してやるものでござりますから、だから、その必要なところが、金融機関が手を挙げていただいたときに審査をして適正であると判断するならば、そこに対しても資本を参加させる。その場合には、貸出しとして地方にそのお金が行つて、企業活動に資するということでございますから、当然幾ら用意するか、幾ら使われるかはまだ予測することはできませんけれども、そういう前提でこの法律を作つておられるということでございます。

○大久保勉君 そこで、確認したいのは、中小企業に貸出しをするよと言つて資本を下さいと言つてきたんですが、実はそのもられた資本は中小企

業貸出しに回されなくて、自分の損失の穴埋めに回ってしまう可能性はないかと、それをどうやって検証するんでしょう。

○政府参考人(内藤純一君) 今のお尋ねでございりますけれども、損失が出たときにその穴埋めに使われるか、あるいは中小企業金融のために使われるか、ある点でございますけれども、金融機関の状況というのは非常にまちまちであろうかと思います。今私ども、金融機能強化法案の御提案を申し上げている趣旨は、世界の非常に金融経済の混乱の中でダメージをかなり受けた、あるいは今後受けかねないというような状況に対応的確に対応していくために資本の増強を図り、それを通じて中小企業金融というものの強化を図っていくと、こういう趣旨でございます。

したがいまして、その二つの問題についても、明確に分けるというよりも、それを全体として申請書の中に、経営強化計画の中に明示をしていただいて、それを的確に審査をしていくと、結論を出すべき問題であろうかというふうに考えております。

○大久保勉君 私は考えが違いました、国民の税金であればこそ、金融システムのために投入する資本と、中小企業融資のために出すお金というのは分けるべきです。そうしませんと、いわゆる金融機関の責任の取り方、この場合は経営者の責任であつたり株主責任の取らせ方、こういった問題があいまいになってしまいます。

資料の一ページを御覧ください。中川大臣がこれまでまあ非常に頭脳明晰な方で非常に分かりやすいですが、今回は非常に漠として分かりづらかった理由を御説明します。

実は現在、金融機関に関するシステム若しくは中小企業融資のための法律が四つあります。順番に申し上げますと、預金保険法、その次は農水産業貯金保険法、三番目は今回の改正金融機能強化法、そして、期限切れになりましたが、金融機能強化法です。ですから、現在我が法律は

三つしかないです。

上の二つといいますのは何かといいましたら、預金者若しくは貯金者を保護するための法律であります。特に、預金保険法の百二条一項、貯金保

融システムを守るために公的資金を投入しますようと、こういった要件になっています。その代わりに経営責任を取らせるという形であります。今回の法律、これは三番目であります、金融機能強化法といいますのは、私の理解では中小企業金融を円滑化するということで別の体系になつておられるはずなんです。

そこで、農林中金はどこに入るのかといいまして、若しくはJAグループはどこに入るかといいましてはいわゆる投資の方で、資本が減るんだから二番の貯金保険法を使つてしまつたりシステムを守つていく必要があると思いますが、ところがある問題があります。いわゆるお金がないんです。

つまり、預金保険法は十七兆円の政府保証枠がありますからお金がありますが、貯金保険法は政府保証をしておりませんからお金を借りることができないと。そこで、困つたから金融機能強化法という名目でこの二兆円を流用しようじゃないかと。もしそうであるならば国民に対してうそをついているんです。

先ほど中川大臣が、もし二兆円という枠があつたら上限を一割にした方がいいんじゃないかと私が言いましたが、いやいや、それは想定していないと。つまり、上限を一割と、一行を一割というふうに見えなくもないんですね。

私は、金融システムを守るのは極めて重要です。きつちりシステムを守るために預金保険法が貯金保険法を拡充する、こういった政策が必要じやないですか。今はJA、農中に關しては必要ないと思いますが、将来のために、予算保証枠がないですから、第二次補正若しくは次の平成二十二年の予算で増枠、保証枠を申請されたらどうでしょうか。大臣の見解をお聞きします。

だつたら、もし必要であれば、貯金保険法に予算措置がなしなっていますが、政府保証を付けまして、本来の趣旨に従つてお金を出すべきじや

ないでしょうか。具体的には、補正予算のときに政府保証枠、預金保険法のこの項目に対する保証枠を二兆円とか三兆円とか付けるべきじゃなかつたんですか。国民をだましておられるように見えますが、私の理解は間違いでしようか。中川大臣に質問したいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 大久保委員のこのいたいた資料でお話をさせていただきますが、確かに農林漁業系の貯金保険法といふ法律がございまが、まだ決めたわけではございません。ただ資料でお話をさせていただきますが、確かに農林漁業系の貯金保険法といふ法律がございますが、大久保委員も御指摘になつたように、この預金保険法並びに貯金保険法が発動、資本注入が発動されるのは、これはもう危機的状態になつたときが前提になつておるわけでございます。

既に御承知のように、今回の法案といふものは、何回も申し上げますから省略しますけれども、健全な金融機関に対して貸出しを促進する、あるいはまた借り手に借りやすくするというためのものでございますので、そういう意味で今までとこの部分は同じでござりますけれども、この改正金融機能強化法の範囲内の中での対応といふことにさせていただいているわけでございます。

○大久保勉君 二、三週間前に与謝野大臣が、いやや、金融機能強化法は二兆円じゃ足りないから十兆円までしないといけないんじゃないかと、こういった議論も出てきましたが、もしかしたら私の仮説の方が正しくて、何とかざくざくと紛れてこの金融機能強化法を使つてしまえと、そういうふうに見えなくもないんですね。

私は、金融システムを守るのは極めて重要です。きつちりシステムを守るために預金保険法が貯金保険法を拡充する、こういった政策が必要じやないですか。今はJA、農中に關しては必要ないと思いますが、将来のために、予算保証枠がないですから、第二次補正若しくは次の平成二十二年の予算で増枠、保証枠を申請されたらどうで

項目としてあるわけでございます。それは、危機管理対応、文字どおりシステムリスクに対応するものでございます。

今回、幾らにするかはまだ決めたわけではございません。いずれにしても、予算の中できちつと、しかるべきときとにとおっしゃいますけれども、私はある意味ではこれはできるだけ早く成立をしておるか幾らにするかはまだ決めたわけではございません。いざれにしても、予算の中できちつと、現在我のところにも日安箱等で毎日何十通といふ御連絡をいたしておりますけれども、資金繰りを希望している全国の中小企業は非常に多いわけでございますので、是非とも御審議を尽くして、できるだけ早く機能させていただきたいというの

が私の率直な願いでございます。

○大久保勉君 もしそうでしたら、農林中金を取りあえず外しまして、即刻、金融機能強化法を可決、成立させるべきだと思います。ところが、どうして貯金保険法を使いたくないのか。その場合は、いわゆる経営責任を問われます。つまり、理事、理事長が辞めないと云ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 御承知だと思いますけれども、この貯金保険も預金保険にも両方とも危機管理対応という勘定があるのでございます。

このことに関して、農林水産大臣も経験された中川大臣、何か御所見ありますか。中川大臣にまづ聞きます。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

○国務大臣(中川昭一君) 私は経験しまったけど、現在、所管ではございません。

○副大臣(近藤基彦君) 特に身内をかばうためにこういふものをお願いをしているわけではないことは委員も御承知のとおりだらうと私は思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○大久保勉君 続きまして、六ページを見てください。いわゆる金融庁の検査であります、過去五年間に金融庁はいつ検査に入つたかということです、出してもらいました。一年に一回はありますが、是非見てもらいたいのは一番右側です。農水省とのかかわり、つまり通常の銀行でしたら金融庁だけで検査しますが、すべて共同検査になつております。

どうして農水省が出てくるのか、私は分からないんですね。そもそも、農林中金が行つていますのは高度な投資業務ですから、非常に高い専門性があります。農林水産省の職員は本当にこういったところに精通している人があるんでしようか。私は疑問に感じます。

じゃ、この点に関しまして何かコメントがあつたら教えてください。

○政府参考人(高橋博君) 農林中央金庫の指導監督及び検査につきましては、当然のことながら高度な金融知識というものが求められるわけでござります。

私ども農林水産省といたしましても、金融庁さんとの間における人事交流の活用あるいはこの担当者に対する研修等の実施ということを通じまして必要な人材の確保、蓄積ということをこれまでも図つてきております。

また、先ほど委員からも御指摘ございましたように、農林中央金庫の検査につきましては、当然のことながら私ども単独ということではなく、金融庁さんと一緒に検査するものでございます。もちろん、当然それぞの所管の立場から検査をやるわけでござりますけれども、例えば私どもの検査の担当官については、金融庁出向者を重点的に充てる等、その質の向上に努めている

ところでございます。

○大久保勉君 金融検査に關しましては実績及び経験があります金融庁だけで私はやるべきだと思います。どうしてか。次の七ページ、八ページ等もありますが、七ページ、八ページは後でやるとしまして、じゃ一例を申し上げましょうか。九ペー

ジです。これは、過去五年間の金融庁と農林水産省への出向期間ということで出してもらいました。該当者の名前は消しましたが、農林中金の職員が農林水産省経営局金融調査課に出向しております。

農林中金からの出向者がいれば、名前、出向部署平成十八年四月から平成二十年三月まで。金融検査を一緒にやろうとしましたら、こういった検査に関する情報が農林中金の出向者に渡りまして、農林中金の方に秘密が漏れる可能性がありますよね。ですから、金融庁の検査は是非金融庁だけでもやつた方がいいんじゃないかというのが私の指摘なんですね。

○政府参考人(高橋博君) 今、委員御指摘の農林中央金庫からの出向者でござりますけれども、金融工学等の知見を活用いたしました私どもに必要な調査研究に従事をさせてるために、調査員として一年間在籍したものでございます。当然のことながら、このような者につきましては、農林中金の監督あるいは検査の業務ということには携わらせていません。

また、私どもの省内における一定の政策決定を行つておられます。これは担当課における政策決定レベル、あるいは局内における政策決定レベルへの参加、出席ということについても、これは厳に禁止しておつたところでございます。

○大久保勉君 もう一度言いますよ、農林水産省経営局金融調整課、どうしても金融工学とかには見えないんですけど。

○政府参考人(高橋博君) 検査につきましては、

この金融調整課が属します経営局ではございませんで、大臣官房の検査部というところで部局を異

にして実施をしておるところでございます。

○大久保勉君 ということは、経営局には一切検査絡みの情報は来ないということでおろしいんでしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 実際にはちゃんとしたいわゆる情報遮断とか、そういうことがなされていてると思いますから、この辺りを是非資料を下さい。では続きまして、七ページと八ページを見てください。

もう農林中金自身は、世界に冠たる金融機関です。いわゆる銀行です。ですから、ある分野におきましてはメガバンク以上の実力もありますし、それだけの投資リスクも負つていて。そこに対してもうだれも管理できないという状況になつてゐるんじゃないかなと思います。ただ、唯一救いは、金融庁がしっかりといてメガバンクと同じようにつきたり管理監督しているであろうということなんです。

ところが、私は、資料を出してもらいましたらびっくりしました。七ページを見てください。農林中金担当者一覧ということで、農林中金の窓口、これが課長補佐です。事実上、課長補佐がすべて窓口になっています。課長補佐は平成十年の段階では、この見方を申し上げますと、課長補佐の下でQというのがいますが、名前を消すためにQさんということにしました。平成元年に大蔵省に入省した人で、平成十年八月五日から平成十一年七月五日まで課長補佐をしていた。前職としましては大蔵省主税局総務課課長補佐兼主税局調査課と、こういうことを行つていたということです。

たしか金融監督庁が金融庁になったときです。そ

のとき、Sさんを見てください。平成二年の農水省の入省で、前職は水産庁漁政部漁業保険課課長補佐ということで、突如農水省の人�が担当者をしていました。さらに平成十四年にも、Tさんは農水省担当、農水省に入省して、農水省の職員が行つています。Uさんも農水省です。平成十八年からVさんで、平成四年に農水省に入省し、平成二十年、現段階ではWさんで、平成六年に入省しておられます。ちなみに前職は農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課課長補佐。

こういう人が農林中金が行つてますCDOとか証券化投資とかかかるんでしょうか。窓口が詰まつていたら適切な情報が来ませんし、本当にリスク管理を主導しようととても全く機能しないんですね。どうしてこういうことが起つているんですか、質問します。

○理事(円より子君) どなたに。○大久保勉君 これは金融庁ですね。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融庁におきましては、職員の持つ多様な観点を政策立案や監督などに反映させるため、各省庁との間で人事交流を行つてきているところでございます。

○理事(円より子君) どなたに。

○大久保勉君 これは金融庁ですね。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融庁におきましては、職員の持つ多様な観点を政策立案や監督などに反映させるため、各省庁からの出向者につきましては、それぞれ各省庁からの出向者につきましては、これまでの知識や経験を生かしながら、上司の指揮の下、金融庁の職員としてしっかりと職務を遂行してくれているものと認識しております。

〔理事(円より子君退席、委員長着席)〕

○大久保勉君 人事交流でしたら、是非メガバンク担当とか若しくは地銀担当にしてくださいよ。

農林中金担当でしたら利益相反もいいところです。

といいますのは、農水省に入った人、前の上司、事務次官、上野さんが理事長をやつていてるんですよ。農水省から何人でも役員が行つていました。本当に指導はできないんじゃないですか。場合によつては農林中金から人が出向して情報交流を密にしています。ですから、金融行政だつたらもう



私は、今回、先ほども申し上げたように、一番恐れているのは、世界的な金融危機の中で、日本は健全なんだけれども、何か危ない危ないと、まさかこの国会の場で、何かこの金融機能強化法と百二条、九十七条とか、何か非常に近いような議論に仮に聞いている人が思うということになる。これは大変な風評被害が国会発ということになりますといけませんので、是非ともその辺は私も言葉を選ばなければいけないと思いますし、是非これは、金融機能強化法ということはそういう趣旨ではないんだということは、もう委員御指摘のとおりだと思いませんけれども、あえて委員長のお許しをいただきまして発言をさせていただいた次第でございます。

○大久保勉君 中川大臣、大変御苦労さまでござりますが、最後に、予算措置がない貯金保険法、これを直すことこそが最大の国会の役割だと言いまして終わります。

○小泉昭男君 中川大臣、大変御苦労さまでござります。また、日ごろから大変国家国民のために日夜を問わずに御尽力に心から敬意を表したいと思います。

もう何回も出ている話でございますが、サブプライムローンに端を発した世界の金融危機、この中に大変な影響が出ているということはもう既に国民の知るところであります。これがまあ暴風雨だとか津波だとかいろんな表現をされておりま

すけれども、一九三〇年代、つまり世界の恐慌、そしてまた一九九〇年代には日本の金融危機、それと今回の金融危機、どのような違いとか特徴があるのかということについて、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今回は百年に一度とか何十年に一度とかとこうよく言われておりますけれども、まさに世界的な金融の大変緊迫した状況に現在あるというふうに言わざるを得ないと思つております。

よく例に出されるのが一九二九年十月二十四日のあのニューヨーク発ということで、ある意味で

は類似点が非常にあるなど。第一次世界大戦の好況の後いつたん不況が来て、その後アメリカが非常に製造業が強くなつて、そして非常に景気が良くなりますが、これは大変な風評被害が国会発ということになりますといけませんので、是非ともその辺は私も言葉を選ばなければいけないと思いますし、是非も言葉を選ばなければいけないと思いますし、是非これは、金融機能強化法ということはそういう趣旨ではないんだということは、もう委員御指摘のとおりだと思いませんけれども、あえて委員長のお許しをいただきまして発言をさせていただいた次第でございます。

○大久保勉君 時間が来ましたのでこれで終わります。

○小泉昭男君 中川大臣、大変御苦労さまでござります。また、日ごろから大変国家国民のために日夜を問わずに御尽力に心から敬意を表したいと思います。

もう何回も出ている話でございますが、サブ

プライムローンに端を発した世界の金融危機、この中に大変な影響が出ているということはもう既に国民の知るところであります。これがまあ暴風

雨だとか津波だとかいろんな表現をされておりま

すけれども、一九三〇年代、つまり世界の恐慌、そしてまた一九九〇年代には日本の金融危機、それと今回の金融危機、どのような違いとか特徴があるのかということについて、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今回は百年に一度とか何年に一度とかとこうよく言われておりますけれども、まさに世界的な金融の大変緊迫した状況に現在あるというふうに思つております。

よく例に出されるのが一九二九年十月二十四日のあのニューヨーク発ということで、ある意味で

は類似点が非常にあるなど。第一次世界大戦の好況の後いつたん不況が来て、その後アメリカが非常に製造業が強くなつて、そして非常に景気が良くなりますが、これは大変な風評被害が国会発したことになりますといけませんので、是非も言葉を選ばなければいけないと思いますし、是非これは、金融機能強化法ということはそういう趣旨ではないんだということは、もう委員御指摘のとおりだと思いませんけれども、あえて委員長のお許しをいただきまして発言をさせていただいた次第でございます。

○大久保勉君 時間が来ましたのでこれで終わります。

○小泉昭男君 中川大臣、大変御苦労さまでござります。また、日ごろから大変国家国民のために日夜を問わずに御尽力に心から敬意を表したいと思います。

もう何回も出ている話でございますが、サブ

プライムローンに端を発した世界の金融危機、この中に大変な影響が出ているということはもう既に国民の知るところであります。これがまあ暴風

雨だとか津波だとかいろんな表現をされておりま

すけれども、一九三〇年代、つまり世界の恐慌、そしてまた一九九〇年代には日本の金融危機、それと今回の金融危機、どのような違いとか特徴があるのかということについて、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今回は百年に一度とか何年に一度とかとこうよく言われておりますけれども、まさに世界的な金融の大変緊迫した状況に現在あるというふうに思つております。

よく例に出されるのが一九二九年十月二十四日のあのニューヨーク発ということで、ある意味で

は類似点が非常にあるなど。第一次世界大戦の好

況の後いつたん不況が来て、その後アメリカが非常に製造業が強くなつて、そして非常に景気が良

くなつてきたと。そこでチャーチルが金解禁を決

定をしたわけでありますけれども、そのときにボ

ンドのレートが非常に高くなつてイギリスが非常

に困つてしまつてアメリカに頼んで、そしてアメリ

カがかなり金融緩和をやつたと。まさにこの金

融緩和状態というのも今の状況にちょっと似てい

るような感じがするわけでございます。そして、

アメリカ発ということで、困つてヨーロッパ

そして昭和の初めの日本と、こう世界中に広がつ

ていき、長い間の不況ということに、大恐慌になつ

たわけであります。当時、アメリカのGDPが半

分になり株価が四分の一近くになつたというよう

な状況にもなつたわけであります。

ただ、現在の状況が全く当時と同じかという

と、いろんな意味で違うと思います。一つはコン

ピューター化という問題があつて、例のCDSに

しましてもサブプライムローン問題にしても、あ

る意味ではコンピューターが作つた、何というん

でしようか、架空のといいましょうか、いわゆる

派生商品というものが低金利と過剰流動性の下で

世界中を駆け巡つていつた。さらには、グローバ

ル化が当時よりもはるかに進んできたということ

は、特に自動車関係もかなり厳しい状況と伺つておりますし、金融機関においては貸出し

しに對しての姿勢にかなり厳しさが出てきている

か、こういう部分も否めない事実ではないかなと、

こういうふうに思います。

住宅にかかわらず自動車関係もかなり厳しい状況と伺つておりますし、金融機関においては貸出し

しに對しての姿勢にかなり厳しさが出てきている

か、こういう部分も否めない事実ではないかなと、

こういうふうに思います。

住宅にかかわらず自動車関係もかなり厳しい状況と伺つておりますし、金融機関においては貸出し

しに對しての姿勢にかなり厳しさが出てきている

か、こういう部分も否めない事実ではないかなと、

こういうふうに思います。

特に、中小企業への貸し済り、貸しはがし、こ

のことはもう何回も議論されておりますけれども、特にこのところではこの暮れを越せるか越せ

ないかと、こういう状況の緊迫した話もかなり耳

にいたしまして、これは今回の改正金融機能強化

法、これを一日も早く可決をしていただきたい、そ

してすぐに注入すべきところに注入して社会の元

気を取り戻さなきやいけないと。

私は、本当に毎日毎日が素人ながらに心配をい

たしております、この中で、日本の実体経済に

対しての財務省、日銀のお考えを伺いたいなと思

いますが、最近の分析されたものがあればお話を

いただきたい、こういうふうに思います。

○副大臣(平田耕一君) お答え申し上げます。

今般の世界の金融市場の動揺は、九月以来、深

刻さの度合いを一段と増しておるわけであります。

私は、米国では金融市场の動揺や信用取締の影響に

よりまして、おっしゃられましたように個人消費

や住宅投資、雇用者数等が減少しているなど、景

況にもかなり及んでいます。

最近の一番の大きな問題といえれば、世界的な株

価の下落と急激な円高、これに対する影響が実体

経済にもかなり及んでいますけれども、家

計においても資産の逆効果、逆資産効果ですね、

深刻な危惧を抱くわけでありますけれども、家

計においても資産の逆効果、逆資産効果ですね、

まず最初に申し上げた金融危機による世界経済の減速を通じた影響ということになりますが、アメリカにおきましては、御承知のとおり、今回の金融危機の震源地となつたわけでありますけれども、金融と実体経済がマイナスの相互作用を発生させるというようなことが生じておりますので、成長率は低い水準にとどまっているという状況でございます。また、歐州経済あるいはアジアの経済などを見ましても、輸出環境の悪化などを背景にして成長率は鈍化していると、こういう状況でございます。

このように、昨年まで高い成長を続けてきた世界経済というのは低い成長を余儀なくされているという状況であります。こういう中で日本から輸出といふものもこのところ頭打ち感というのがはつきりしてきてはいると、こういう状況でございます。

それから、二つ目のルートということになりますが、国際的な金融面での動搖というのが我が国の金融資本市場にも影響を与えてきているということでござりますけれども、ややブレークダウンして申し上げますと、短期金融市場を見てみますと、神経質な展開が続いているという状況でございます。特に、それから十月下旬にかけては、御承知のように、株価が大幅に下落するというような事態も生じたわけであります。

それから、企業の資金調達環境と、こういうのを見てみますと、金融機関の融資姿勢ですとか、あるいはCP・社債市場における投資家の投資態度というものがこれまで結構厳しさを増してきているということでございます。背景としては、企業収益が減少してきている、それから金融機関の信用コストが増加していると、こういったことを見ましても、二つのルートを通じて欧米における金融危機というのは日本経済に対し下押し圧力を与えているというものが現状であります。

こういう中で先行きをどう見るかということですが、ござりますけれども、ただいま申し上げましたように、海外経済につきましては減速の方向にあります。こうしたこと背景にして、日本経済についても当面停滞色が強い、こういった状況が続くのではないかというように思っております。

さらに、リスクという観点を見てみました場合には、米欧の金融システムですか、あるいは海外経済の動向、あるいは企業の資金調達環境の引き締まりと、こういったことなどを眺めますと、景気については下振れリスクがやはり高まっていると、この点について注意を怠れないというように認識しているということでございます。

○小泉昭男君 大変に不安の材料がまだぬぐい去れないとい、下振れリスクの方向についても大分注視していくかなくちやいけないと、こういうことでございまして、現実かなり厳しい状況にあるということを再度みんなで共有して認識していくかなくちやいな、こう思っておりま。

Digitized by srujanika@gmail.com

年に前川レポート、この一項に内需型経済への転換というのが一時言われてきましたけれども、今は実質的には外需主導型でありますから、この外需主導型を内需主導型に切り替えていくようないかなくちやいけないんじやないかな、こんな気がいたします。

大臣には、経済産業大臣もお務めいたいと  
思うんですが、御尽力いただいた経験の中で、やはり経済と財政、資金、こういう関係は全部つながっておりますから、そういうお立場から大臣の御所見をお伺いさせていただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、小泉委員の御指摘は、為替等の状況と今の経済状況をどう見るかと  
いう前提でお話をさせていただきます。

確かに、為替というのは円安、円高、それぞれ一長一短のあるものでございまして、つい半年ぐらいい前まで、石油あるいは農産物等が大変暴騰していたときに、円高で多少その厳しさが減殺されていましたのかなという議論もあつたわけでございます。そしてまた今は円が特にユーロ等に対しても強くなっているという状況の中で、輸入という面ではコストが安くなるということになるわけです。が、他方、今御指摘のように、日本は世界中から材料を買ってきて付加価値を付けて輸出をしていくという構造、強みであるだけに、円高になればその影響も受けるということも事実でございます。

要は、これはマーケットのことですから、余り私から言うのは控えなければいけないんですけど、急激なやつぱり振れというものはどちらにしても経済に与える影響は決してよくないということが一点でございます。

それから、最近つくづく思いますのは、日本の株がじりじり下がっていても、円高になつていきますと、外国人の人は日本の株を売つても全然損しないと、円高のメリットを享受する。日本の国内の人たちだけが、だけがといいましょうか、が株の損を、そのままダメージを受けているとい

うことも、私は今一つの特徴なのではないかな  
というふうに思つております。  
いずれにしても、各国と協調しながら、急激な  
マーケットの変動というものは何としても避けた  
いかなればいけないというふうに思つております。  
○小泉昭男君 大臣の今のお話のとおりに、急激  
な振れどか、そういうものは本当に極力波は小さ  
い方がいいと、こういうふうに思つんであります  
すけれども。  
考えてみると、日本が資源がない資源がない  
と言つて久しいわけでありますが、資源がない  
からこそ今のは強さがあり、そして日本の力が付いた  
んだと思うんです。先輩の方々からも似たよ  
なお話を聞いたことがあります、日本にもオ  
イルが出たら、そのオイルに頼つて産業が構築さ  
れただろうし、そしてまた石炭が限りなく安いも  
のが出たら、これを中心にした産業が発達したと  
思つてます。

そういう意味で、レアメタルを含めて日本に資  
源がないということは日本の強みだということを  
実感をしているわけでありまして、さらに、大き  
なトヨタの会社の会長がよく言われることだと聞  
いていますが、どうしてこれだけ成功したのかと  
聞かれたら、改善に次ぐ改善だと、改善きりな  
いと、改善が成功の秘訣だ。しかし、これからもずっと  
と改善を続けないといけない。年間何十万件も社  
員、職員からアイデアが寄せられる。このアイデ  
アを一つ一つ検証していくことが、トヨタが更に  
発展する秘訣なんだということを言われたそうであ  
りますが、いみじくも日本はそういう観点から  
すれば、かなり強い国になつてゐるんじゃない  
かな、こういうふうに思います。  
これから、中川大臣におかれましては、先日の  
G-7お疲れさまでございましたが、今週にはまた  
ワシントンに行かれるとということを聞いておりま  
すが、大変お疲れのことだと思いますけれども、  
先ほどからやり取りの中で大臣がお話になつてお  
られました、日本の過去の教訓、経験、これを世

界にお話しただくこと、そして日本がそれらのイニシアチブを取つていかれるような提案をしていくこと、これがかなりポイントになるんじやなかろうかなと、こういうふうに思います。

今回の金融サミット、以前ブレトンウッズ体制というのがありましたけれども、今度は新ブレトンウッズ体制とも言うべき形を構築していくべき機会に来ているんじゃないかなと、こんな気がいりますが、日本がこれから世界にどのようなメッセージを発信していくのかを含めて、大臣の御見解、再度お伺いさせていただきます。

○国務大臣(中川昭一君) 今晩から麻生総理のお供をいたしまして、首脳会議にお供をいたします。メーンは金曜日のG20の首脳プラス世界機関のトップとの率直な意見交換でございます。その中で話し合われることは、多分現状の認識、あるいはまたどこまで各国協調して対応しているのか、今後どういうふうにしていったらいいのかということについて、首脳が詰合いを行われるものといふふうに思つております。

日本といたしましては、先月の私のワシントンのG7会合の後のいよいよトップ同士の会談といふことでござりますので、ここ二三十年ぐらいを取つても、アメリカのSアンドである今はまた日本の長い十数年間のあの苦しんだ時代、あるいはアジア通貨危機、そしてITバブルと、つい十数年の間にも大きな経済的なシヨックがあつたわけありますけれども、多分今回のショックは、冒頭申し上げたように、世界的な意味でもまた深さでも、多分今まで以上に大きな危機ではないかなと。それだけに各国協調して、また国際機関の役割も十分發揮して、そしてまた、日本は幸いにして欧米に比べてそのリスクというか危険度が小さいと思つておりますので、苦い経験と、それから幸い資産にも恵まれておりますし、優秀な人材もおりますので、それらをフルに活用して、日本独自の機関の中で果たすべき役割を果たしていくという機生総理の強い決意を持ってワシントンに臨ませ

ていただきたいというふうに思つております。

○小泉昭男君 大変大役、本当に御苦労さまでござります。

改めて今回の金融機能強化法、金融機関に公的

資金を投入して、そしてまた金融機関の資本増強を図ることによって中小企業の厳しい状況を打破していくこと、これが目的だと思うんですが、こいつでありますけれども、そのことによって環境の変化がかなり厳しくなっている地域経済、中小企業の支援がしっかりとスピードアップしていかな、こう心配をいたします。

本法案の立法趣旨については今私が申し上げた方向で多分大臣もお考えだとは思うんですが、改めて、金融機関へのセーフティーネットとそれから中小企業への貸し渋り対策、この二つを考えますと、どちらにきっちりと軸足を置いてやっていかれるかということに、方向をもう一回確認させていただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 日本の経済といふことは、公的セクターもありますし、輸出もありますけれども、何といっても主力は民間でございます。

○小泉昭男君 金融庁は中小企業向けの融資に関する金融検査マニュアル、監督指針の改訂を行つて

ていくという、融資条件を変更しても貸出条件緩和債権としない、こういうふうなことをするといふ内容でござりますけれども、今中小企業の方々は、一番望んでいるのは何かといいますと、これ、

借入期間を延長してもらうこともこれはもう助かるわけでありますけれども、借り入れている金利だけお支払いして、元金を一年間棚上げしてもらうことによつてこれが運転資金に使えるというんですね。これ、物すごく大事なことなんですよ。

そういう場合に、これはもちろんそこには経営改善、再建の計画が、改革だとそういうものがしつかりとしていることが条件でありますけれども、当面利息だけの返済であつても債権者区分を

変更しないかという点について、この点について金融庁の方にちょっとお伺いしたいと思いますが、お願ひいたします。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘の監督指針及び金融検査マニュアルにつきまして、去る十一月七日に改訂をいたしました。その主たる内容は、これまで条件緩和

企業側にも、世界的な金融のこういう状況の中、

消費と密接不可分でござりますけれども、やはり企業の資金繰り、金融というものも極めて重要なファクターであるわけでございます。ところが、

これが企業側にも大きな影響が出るということにならぬわけでございます。したがいまして、必要な

かるという中小企業の特性を踏まえまして、中小

企業につきましてはこれを五年に緩和する。また

ただいま委員から御指摘ございました、当面利

息だけを返済をして元本の返済を猶予するよう

な計画どおり進捗している場合には十年まで緩和

する等々の措置を実施したわけでございます。

資金、とりわけ中小企業あるいは地域を支える経済に対し必要な資金を金融機関が提供できるようになります。また同時に、企業側も借りやすくするために、改めて今回の金融機能強化法でございます。

また同時に、企業側も借りやすくするために、改めて今回の金融機能強化法でございます。

改めて今回の金融機能強化法でございます。

改めて今回の金融機能強化法で

は金融庁、どうどうよにお考えか。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

金融機関が申請に当たりまして風評被害を懸念する

するのではないかとの御指摘についてでござりますが、まずは今般の改正の趣旨が、地域経済、土

小企業を支援するため、国の資本参加により金額  
幾額の資本基盤の強化を積極的に推進するもの。

機関の資本整備の強化と機会捕捉によるリスクマネジメントを実現する方針です。

措置ではないということを広く周知することに、

りたいと考えております。

さらに、今回の改正が適切な資産査定と確かな実施が見込まれる経営強化計画を前提にいたし

まして、金融市場の急激な変動が生じた場合で、金融機関の財務基盤の安定を確保するに十分な充

本増強を図ることを目的としたものであり、こ

いうふうに考えております。

加えまして、金融機関の経営強化計画の進捗状況が定期的に開示されるということによりまし

透明性を確保いたしまして、利用者の安心感の確保を図つてまいりというふうに考へてあるとこ

○小泉昭男君 しつかりその辺のところはサボでござります。

トいただきたいと思います。

何回か農林中金のことが議論になつておるが、たけれども、農林中金、もう先ほどのやり取り

中でもございましたとおり、現行法で農林中金、信金中金、労働金庫など、これはもう現在対象

なつてゐるわけでありますから、今回これに加て、協同組織中央機関を通じて傘下の協同組織

融機関の資本支援に活用することができるよう  
なったの理解を私はしておりますナレーティブ、二

なるとの理解を私にしておいていたいれども、このについて更に分かりやすく、ちょっと御説明い

だければなど思います。金融庁、農水省の方に願いいたします。

委員御案内のとおりだとは思いますが、信金  
金、農林中金などの協同組織金融機関におきま

第五部

ローン条項に関する不公平な特約を取り付ける、こういった略奪的な貸付けが一般的には低所得者向けの住宅担保貸付市場、つまりサブプライムローン市場で起きていることがFTCによって報告をされています。

この中の略奪的な金融というものの中身が、契約条項ではどういうものかというものがこの報告書の中に詳しく書いてあります。金利が非常に高い。最初は低い又はゼロ金利でございますが、バルーンペイメントと申しまして、風船のように膨らんでいく、又はある日突然元金の一括返済がやってくる。そもそも支払能力に関係なく貸し付けていくというような問題がございました。このような問題について、我が国では貸金業法の改正のときに金利の規制を掛け、そして信用力に応じた貸付けという総量規制を掛けております。

そもそも市場で調整が働くというのは、サブプライム層よりも上の層の部分では、確かにそういったこともあるかもしれません。英米でも、やはり良い貸し手を求めて上の層では低金利になつているという事情がございましたが、問題は経済弱者に対する貸付けです。金銭の貸付けの場合には、経済的弱者がより弱い立場に立つために搾取的な構造が流れやすいということがあります。そこで、大臣の方にお伺いをいたします。

この貸金業法は、二年半後に見直し条項が付いております。この見直し条項のときに、このようないだろとは思っておりますが、この見直し条項についての大臣の御見解をお聞かせ願います。

○国務大臣(中川昭一君) 森委員御指摘のとおり出資法の今回の見直しは、今回ということがないだろとは思っておりますが、この見直し条項についての大臣の御見解をお聞かせ願います。

○国務大臣(中川昭一君) 森委員御指摘のとおり出資法を復活させたり金利を引き上げるということを前提として、その円滑な実施のために必要な改正の経緯、これを無視して、よもやグレーベンを復活させたり金利を引き上げるということがないだろとは思っておりますが、この見直し条項についての大臣の御見解をお聞かせ願います。

○国務大臣(中川昭一君) 森委員御指摘のとおり出資法の上限金利の引下げ等を実施することを前提として、その円滑な実施のために必要な改正を行なうというものでござりますから、み

なし弁済規定を廃止しないことや出資法の上限金利の引下げを実施しないことまでも含むものではございません。

○森まさこ君 ありがとうございます。

この貸金業法においては、実はもう一つのステージである債権の流動化についてもきちんと規制が掛けられております。民法の原則では債権を譲渡するときには一々通知、承諾が必要なんですが、現在は特別が設けられまして非常に流動化しやすくなつておるわけでございますが、貸金業においてはこの貸金業法の改正によって通知、承諾が必要でありますので、リスクの高いローンを束にしてリスクが見えないようにして、だれに渡つているか分からぬという状況は生じないようになつております。また、そういうことが生じた場合、つまり通知、承諾を怠った場合には民法上の効果に上乗せして行政処分も掛けられるようになつておられます。

さて、こういった貸金業の一形態であります事業者に対する金融、いわゆる商工ローンでございまますけれども、前回も当委員会で御指摘があつた某商工ローンでございますが、ちょうど私が金融局におりますときに行政処分が打たれました。そして、そのことに不服として行政訴訟も起こされました。そこで、大臣の方にお伺いをいたしました。前回も指摘されたように、これが認められずに金融庁に行政処分を打たれた後に分社化をして、都道府県にそれぞれ子会社を作りました。前回も指摘されたように、これでは金融庁の監督が及ばないわけでございます。

前回の行政処分では、全国全店の業務停止といふ形でござりますが、これは認められずに金融庁の方が勝つております。この商工ローンが金融庁に行政処分を打たれた後に分社化をして、都道府県にそれぞれ子会社を作りました。前回も指摘されたように、これでは金融庁の監督が及ばないわけでございます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融庁、財務局におきましては、全国規模で分社化し複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループに対しましても、貸金業者向けの総合的な監督指針を踏まえまして、債務者等の利益保護の観点から、関係都道府県等と十分連携を図りながら、適正かつ適切な対応に努めているところでござります。

具体的には、金融庁、財務局では、都道府県の監督当局との間で、この監督指針を踏まえまして、金融庁、財務局に寄せられました苦情、相談内容

ローンは、その当社は返してもう必要がない、つぶしてしまったような元々目的であつて、貸すと金業監督者会議の開催などの取組を実施しているところでございます。

○森まさこ君 貸金業監督者会議というものを開催しておられるようでございますけれども、前回の改正でも、このような要質な商工ローンの公正性を保護するための改正の趣旨など

付けるんですが、保証人は、一般人からも保証人を取りますので、一般の方やサラリーマンや主婦の方に一千万円以上の一括請求をいきなりしたり、それから売掛債権を差し押さえたりというようなことが行われます。

さらに、前回の行政処分でも問題となつたような違法な取立て行為もたくさん行われております。本人以外の家族、御高齢のお母様やお子様たち、奥様たちへの取立てや夜中九時までの取立て、そして最近には外国人を使って、法令が分からぬようなりふりをして違法な取立てをするなどの目に余る行為があるようでございますが、これをまた都道府県が行政処分をしようと思つても、全国全店一斉に業務を停止をするということはほとんどのですが、非常にテクニカルでございますので、それを監督者の都道府県の皆様が駆使をして行政処分をしていただきたいと非常に期待をするところでございますが、例えは、その監督者会議に商工ローンと渡り合ってきた商工ローン弁護団の弁護士の先生方を講師に招いてこの改正の趣旨などを説明していくただくというのはいかがでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 具体的にどういつた形でどうということをするかということについてお答えください。

私は、このような脱法とも思われるような分社化については、是非貸金業法の次の見直しのときには申しませんが、金融庁が監督をしていただけるよう改正を、それこそが見直しの本来のことではないかというふうに思いますが、金融庁さん、お答えお願いします。

○森まさこ君 よろしくお願ひをいたします。

ちまたには、このような悪質な取立てが貸金業法改定のせいだというような意見もあるようですが、貸金業法改定の前から同じような悪質な取立てはありますので、貸金業法改定と全く関係のないということを確認をしておきたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 産業活力再生特別措置法によつて中小企業再生支援協議会があるということでございますが、これについて、実際に厳しい経営状況に陥つた中小企業の再生を支援するための取組がどのぐらいの件数行われたかについてお答えください。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

中小企業再生支援協議会では一種類の支援を

行つてございます。

まず一次対応として、窓口相談では、常駐専門家が面談等を通じまして中小・小規模企業の経営状況を把握し、問題の解決に向けました助言あるいは支援施策の紹介を行つてございます。このうち、再生可能性があると判断される場合は、二次対応いたしまして、金融調整を含めます再生計画の策定支援を行つてございます。このうへ、再生可能性があると判断される場合は、二次委員御指摘の件数につきまして、例えば福島県の例を例に取つてまいりますと、今年度の上半期の実績におきましては、一次の相談の対応が三件、二次の再生計画の策定支援、これ現在続行中のものが五件ございます。

以上でございます。

○森まさこ君 福島県で三十三件と五件ということで、非常に少ないなという感想を持つております。先日の椎名委員の御指摘のように、広報、また専門家の育成についていたいと思うんですが、専門家の育成については具体的にどのようなお取り組みをしていらっしゃいますか。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。専門家の育成につきましては、こういった事業を対応していくため弁護士あるいは診断士あるいは銀行関係者の方々に対しましてのセミナー、あるいはデューデリジエンスの研修、こういったものの私ども国の方で実施いたしまして、再生に向けましての各種専門知識の向上を努めているところでございます。

○森まさこ君 ここで先ほどのところにつながるのですが、商工ローンから借りている中小企業さん、非常に経営が行き詰ったときに商工ローンから借りて、そして倒産するときに弁護士のところに駆け込んでくるという企業さんが多いんです

けれども、そういう方々をこちらの協議会で相談に応じてすくい上げるということができて、いるのかどうか。

先ほどの福島県の三十三件の中で、商工ローンから借りていたという中小企業さんの件数を教えてください。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

○森まさこ君 私たち弁護士が現場で倒産寸前又は倒産してしまった会社の相談を受けるときに、一度上期において一件の実績があつたというふうに承知してございます。

○森まさこ君 私たち弁護士が現場で倒産寸前又は倒産してしまった会社の相談を受けるときに、商工ローンからの借入れ又は代表の方が消費者金融からの個人の借入れということが非常に多くござります。その方々の部分を是非すくい上げたいというふうに思います。

○森まさこ君 例えば、先ほど金融庁さんの方に御提案したように、専門家の中に商工ローンの取扱い、これ非常に悪質な公正証書や手形を使った取立て等がござりますので、一般的の弁護士とまたスキルが違う弁護士のグループがございますが、そういういた弁護士さんの御協力もいただきながら商工ローンの被害についても取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。委員お尋ねのような案件におきましては資金繰りが特に逼迫しているというケースが多くござりますので、当該企業につきましては迅速な対応が必要であると考えてございます。協議会の専門家は、こうした企業からの借入額の規模あるいは事業性をよく聴取し、再生可能性を見極めまして支援をしているところでございます。

○森まさこ君 ここで先ほどのところにつながるのですが、商工ローンから借りている中小企業さん、非常に経営が行き詰ったときに商工ローンから借りて、そして倒産するときに弁護士のところに駆け込んでくるという企業さんが多いんです

ケースの場合には、当該借入れをまず最初に返済することを勧めつつ、必要に応じまして再生計画の策定につきましても支援を行うというふうに考

えてございます。

引き続き、こういった案件につきましても、私も含めまして協議会の事業の周知を努めまして、中小・小規模企業の方々に幅広く再生協議会を御利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 商工ローンからの借入れというのはなかなか人に恥ずかしくて言えないような部分

がございまして、この協議会の仕組みですと、金

融機関、自分のマーケットですか、そちらの方

から申入れがあるとか、又は商工会議所のメン

バーなどで構成される協議会の方に自分で名のり出なきやいけないんですが、自分の地域の商工会

議所の方や同業者の方や取引先のところに商工

ローンの被害があるというのはなかなか申し出に

きい部分があると思います。そのような相談をま

た別個吸い上げるような窓口の設置についても工

夫をしていただきたいなと思います。

それから、先ほどの福島県の一件でございます

が、弁護士の方に相談に行って早く整理をするよ

うに促したというような御答弁でございましたけ

れども、商工ローンの被害の中には往々にして、

先ほどの悪質な商工ローンの場合には請求自体が

違法である場合もございます。計算をしたらそん

なに払わなくてよいという場合もございますの

で、そういう専門の弁護士の方への相談という

ことで工夫をしていただきたいと思うところでござります。

○政府参考人(三國谷勝範君) 基本的に個々の貸

出しにつきましては、それぞれの金融機関による

個々の判断ということかと思います。私どもとい

たしましては、その履行状況が半期ごとに公表さ

れます、そういう履歴状況につきましてフォ

ルティネットの構築についても今後政府の方で

御検討をいただけたら有り難いと思います。

次に、金融庁にお伺いしたいのですが、金融機

能強化法により、実際に中小企業のところまで資

金が流れるのだろうかということが懸念をされておりますけれども、具体的に資本注入した銀行が

提出する経営強化計画について、その履行状況を

どのようにフォローしていくおつもりなのか、お答えください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 本法案に基づきま

す改正後の金融機能強化法におきましても、現行

法と同様、資本参加の決定時に経営計画を公表す

るほか、半期ごとにその履行状況を公表すること

としておりまして、パブリックプレッシャーの下

で金融機関による自主的な取組を促すことをま

基本としているところでございますが、また金融

庁といたしましては、中小企業向け貸出しの円滑

化の方策等を含む計画の履行状況につきまして、定期的にフォローアップを行うこととしているも

のでございます。

具体的には、計画の履行が不十分な場合にはそ

の理由について報告を求め、原因を精査し、改善

の努力が認められない場合には必要に応じまし

て監督上の措置を講ずることとしているところでござります。こうした枠組みを通じまして、中小企

業金融の円滑を促してまいりたいと考えているも

のでございます。

具体的には、計画の履行が不十分な場合にはそ

の理由について報告を求め、原因を精査し、改善

の努力が認められない場合には必要に応じまし

て監督上の措置を講ずることとしているところでござります。こうした枠組みを通じまして、中小企

業金融の円滑を促してまいりたいと考えているも

のでございます。

○森まさこ君 今の御答弁ですと、監督の中で

チェックしていくことでございますが、も

うちよつと掘り下げて、具体的に、じや財務局の

方が地域の金融機関の計画を見て、一つ一つどの

方で地域の金融機関の計画を見て、一つ一つどの

くらいの期間でチェックを入れていく、そういう

おつもりなんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 基本的に個々の貸

出しにつきましては、それぞれの金融機関による

個々の判断ということかと思います。私どもとい

たしましては、その履行状況が半期ごとに公表さ

れます、そういう履歴状況につきましてフォ

ルティネットの構築についても今後政府の方で

御検討をいただけたら有り難いと思います。

次に、金融庁にお伺いしたいのですが、金融機

能強化法により、実際に中小企業のところまで資

金が流れるのだろうかということが懸念をされておりますけれども、具体的に資本注入した銀行が

提出する経営強化計画について、その履行状況を

私の方に相談が来る声としては、やはり中小企

業の皆さんは短期で貸出ししてロールオーバーしていく、その借換えのときに、やはりまた厳しい貸出態度を取られるというようなことがございました。

金融検査マニュアルの別冊では、中小企業の特性について柔軟に判断するんだと、大企業と違うようにするんだと。例えば赤字になりやすい、それから自己資本が小さいから債務超過になりやすい等々の中小企業の特性に留意をして判断をしていくということをございますが、現場の財務局の方々が実際にそのように御指導なされているのかどうかというと、非常に私も不安な面がございます。

これについて、金融庁の方で各地方で説明会をなさっている。中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識というような説明会をなさっているようでございますが、昨年は福島県では、十月に一回福島市で行われただけでございます。私もこれと同じ資料を使って地元に帰るたびに企業の皆様に御説明はしているのですが、このようないふみをもつと行っていたみたいというふうに思いますが、今後の説明会の開催日程やそのほかの試みについてなどどのような御予定でいらっしゃいますか。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げます。

ただいまの中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識説明会についてお尋ねがございました。私どもは、昨年の暮れから全国の商工会議所、商工会有りは法人会、青申会、そういった中堅中小企業のみならず個人事業者の方々のところに参りまして、この中小企業の検査マニュアル、これを是非活用してくださいと。

議員、御指摘のありましたように、中小企業は、赤字でありますとか債務超過と、その計数のみで判断するのではなくて、その企業が持っている本当の価値、技術力とか将来性とか経営者の資力等々を総合的に勘案をして融資審査を本来すべきものであると。金融機関といろいろな融資交渉あ

るいは債権交渉、途上与信等々の局面においてござるノウハウを是非活用して更に密度の高い話合いを金融機関とやついていただきたいということです。

中小企業の経営者の、そういう意味では支援活動を今やつておるわけでございますが、現在まで、大体三百か所ぐらいで一万六、七千人の経営者の方に御参加いただいております。

これからもこの取組を充実をして、希望的なベースでございますが、全国で四百万ぐらいの企業がおられます、その中のせめて一%ぐらい、四万社でございますが、その辺りを目指にしてこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○森まさこ君 そうは申しましても、現場の声として、金融庁の指導があつてもう貸せないんだよというような説明をされたと、言われたというよな中小企業者の声もあるんですね、そのような苦情は金融庁の方に届いているんですか。届いているとしたら、それについてどのような対応をなさっているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どももそういう声があるということはいろんな方々からお伺いするわけでございますけれども、私どももいたしましては、例えば今回の貸出条件の緩和債権の措

置につきましても、それぞれの現場の監督者あるいは検査担当者、そこが同じ目線で立つように、これにつきましては直ちに直接文書でそういう趣旨をお伝えしているところがございます。それから、金融機関にも同様の私どもとしても文書を発出いたしまして、今私どもが取り組んでいるところが、私どもの中でもできるだけ目線が統一するよう最大限の努力をしているところでござります。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げます。

ただいまの中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識説明会についてお尋ねがございました。私どもは、昨年の暮れから全國の商工会議所、商工会有りは法人会、青申会、そういった中堅中小企業のみならず個人事業者の方々のところに参りまして、この中小企業の検査マニュアル、これを是非活用してくださいと。

現在も私ども、検査、監督、それぞの部局、あるいは共同しながら、さらには中小企業庁さんと連携しながら貸し手のみならず借り手の方々の声をお伺いするということで、様々なところへ出掛けでお話をお伺いしているわけでござります。

これからも様々な声には耳を傾けながら金融機能化に努めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 具体的な金融機関の名前が出て、例えば金融庁の下の相談室に来た場合には監督に反映されているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、利用者相談室というのもございます。それから、中小企業など借り手の方々の声をお聞きする受付窓口といつたまして、金融円滑化ホットラインも開設しております。

寄せられた情報につきましては、例えば情報提供者が具体的な情報を金融機関に開示しても構わないということであれば、当該金融機関に伝達し、臨機に事実確認などをいたしますとともに、当該金融機関における対応方針や態勢面等についてヒアリングを実施しているところでございます。また、検査、監督におきましても貴重な情報として活用しているところでございます。

今後ともこういった取組を進めてまいりたいと考えております。

○森まさこ君 是非、地方の中小企業、大変な状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○荒木清寛君 それでは、まず法案に関連いたしまして、中小企業金融の円滑化についてお尋ねいたします。

先回の一般質疑では、政府系金融機関の貸出問題を中心にお尋ねいたしましたが、中小企業につきましても九割方は民間金融、銀行から借りているわけでありますから、この民間金融機関の貸出動向、中小企業に対する貸出動向が極めて大事でございます。

データを見ますと、この金融機関全体の総貸出残高は増えている一方で、中小企業向けは引き続き減少しているという、こういう指摘でございまます。最近の貸出水準は、二〇〇〇年から二〇〇一年前後と比較してもかなり低い水準にとどまっています。これまで不良債権の処理に追われる

いますけれども、そうしたこと�이改善をする中であります。今の状況というのは一体どういうところに原因があるのか、このように思うわけであります。

そこで、金融庁として、最近の中小企業向け貸出額の低迷の要因についてどう分析しているのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、統計によりますと、国内銀行の中小企業向け貸出残高は二〇〇〇年三月から二〇〇八年八月までの間に約四十七兆円減少していると承知をしております。

この理由につきましては、これまで企業の過剰債務解消の問題、あるいは資金需要の低迷の問題、貸出債権の償却や流動化あるいはオーバーバランス化など、様々な要因等考えられるわけでございますが、現在、現下の経済状況の下、中小企業の業況は大変厳しい状況にあると認識しております。

私どもも、この五月あるいは八月と、そういう意味で、中小企業の実態につきましてアンケート調査等を行なながら現在の状況を分析していくところでございます。内容を見ますと、かなり実体面の要素、こういったものも相当大きいわけでございますけれども、金融機関につきましても様々な声があるわけでございます。

私どももいたしましては、今後、金融機関の融資審査が慎重になつてるとの指摘もあると承知しておりますので、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の發揮が果たされますが、これまで各般の施策に取り組んでおりますが、引き続き一生懸命対応してまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 もちろん、今の指摘の一つにもありましたように、借り手側の経営環境の悪化といふこともあるかと思いますが、よく言われますように、まさに雨が降つたら傘を貸さないという、そういう事態になつてているという感を強くいたしました。

そこで、貸し渋りの現状について更にお尋ねい

たしますが、これは金融庁による実態調査のほか、中小企業団体や信用調査会社によるレポートが公表されております。

その中で、全国商工会連合会の八月末現在での調査によりますと、この対象となつた会社のうち九十社が貸し渋りなどを経験したと回答しておりまして、具体的な金融機関としては地銀、第一地銀が五〇%、信金が二五・六%を占めているという、こういう調査でございました。

金融庁は、ここ数年来、リレーションシップバンкиングあるいは地域密着型金融ということを目指してきたわけでありますけれども、まさにこういうときにこそ真価が問われるわけあります。

そこで、金融庁としては、こうした調査も踏まえて、現在の貸し渋りの現状、そうした状況があるのかないのか、あるいは今後懸念されるのか、この点についてはどう認識をして、またどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、私どもも地域密着型金融、この果たす役割は大変重要なものであると認識しております。監督指針等におきましても、この地域密着型金融の推進、さらには、主要行等におきましても、きめ細かな融資ということを要請しているところでございます。こういった取組を続けてきているところではございますが、他方では、足下で現場の借り手の方々から金融機関の融資対応に関して厳しい声があることも承知しております。

私どもいたしましては、現下の経済情勢の下、中小企業の業況、これも厳しい状況にあることから、民間金融機関におきまして、借り手企業の経営実態や特性に応じたりリスクテークとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給に努めることが重要であると考えております。様々な方針等でこの旨を、要請等を繰り返しています。

○荒木清寛君 金融庁が中小企業金融の円滑化に向けて様々努力をしていることは承知をしておりま

すし、更に頑張つていただきたいと思います。

ただ、その対応の内容を見ますと、今の答弁にありましたように、金融機関に重ねて要請をするとか、きめ細かく相談に応じるとか、なかなか、限界があるような気がいたします。

そこで、更にそういう中小企業貸出しの円滑化に向けた効果的な手段と、いうのは検討できないのか。例えば、以前にはアクションプログラムを推進していくわけでありますけれども、そういう、同じことをやるというのではなくて、もう一回何らかのそういう数値的な目標も明示してこのプランを推進する、督促をするとか何らかもう一步効果的な手段と、いうのが取れないのかと思います

が、これは大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 本当に資金のニーズを持つておられる中小企業あるいは地域経済体に対して、金融機関、とりわけ一番地域のこと、企業のこと

が分かっておりますその地域の中小金融機関が円滑に資金が供給あるいはまた受けられるといった力といいましょうか、経験といいましょうか、そ

ういうものを大いに発揮をしていただきたいと思

います。そしてまた、一つの金融機関だけではなくて地域のいろんな自治体その他あるいは今回特別保証も増額をいたしましたけれども、いろんなところと連携を取りながら、その地場の企業のいいところをうまく引き出して、そして融資ができる

ときお互い双赢になるような関係に是非ともしていただきたいなと。

私のところの目安箱も毎日数十通全国からいた

○荒木清寛君 次に、改正案につきまして、まず金融機能強化法につきましてお尋ねいたします。

金融機能強化法に対する公的資本増強制度としては現行の金融機能強化法、旧法と言った方がいいような気がしますけれども、法律が残っておりますのと預金保険法に定められた恒久措置があります。それと現行の強化法のような时限的な措置と、それと預金保険法に定められた恒久措置があります。

先ほども議論になつておりますけれども、この預金保険法に基づく恒久措置というのは、いわゆるシステムリスクに対応する、そういう重大事態に対応するような仕組みであるということをございます。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

そこで、そうしたシステムリスクに対応する措置とは別に金融機能強化法に基づく資本増強制度というのを併存させてきた趣旨について御説明願います。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

委員御指摘のとおりでござりますが、預金保険法に基づく資本増強措置は、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合における危機対応として手当てされているものでござります。

一方、これに対しまして今般の金融機能強化法案あるいは現行の強化法でございますが、金融機関による資本の自力調達が必ずしも容易でない状況下で金融機関がリスクを取り、地域における金融機能を發揮するのに十分な資本を国との資本参加によりまして確保することを目的として制定されたものでございます。

このように、金融機能強化法に基づく資本増強措置は、預金保険法に基づく資本増強措置とその目的を異なるものとして設けられてきたところでございます。

○荒木清寛君 そこで、今年の三月で申請期限の切れた現行法に基づく資本増強の効果についてお尋ねいたしますが、この現行法では、現行法は平成十六年八月に施行されまして、今年三月末までに和歌山県の紀陽ホールディングス、これは再編の必要がある等々言われております。

型のそういう資本注入ということではありますけれども、それと大分県の豊和銀行の二件に資本増強を行われました。これらの金融機関に資本増強を行つたことで現行法、これは改正案でも同じでありますけれども、この法律の目的は地域における経済の活性化を図るということでございますが、実際この二件の事案がそうした地域の活性化という事態をもたらしたのか、そうしたことが検証できるのか、説明を願います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、現行金融機能強化法におきまして、平成十八年十一月に紀陽ホールディングスに対しまして三百十五億円、同年十二月に豊和銀行に対しまして九十億円の国の資本参加を実施したところでござります。それぞれの銀行は、国の資本参加を受けて以降、経営強化計画に沿いまして信用供与の円滑化に関する方策に取り組んできたところでございま

す。その結果でござりますけれども、一つは中小企業又は地元事業者向けの貸出残高が増加してきております。また、二点目といたしまして、創業支援、経営相談、事業再生など、経営改善に取り組んだ企業数も増加してきていると承知しております。

両行におきましては、引き続きそれぞれの地域におきまして金融仲介機能を積極的かつ適切に發揮し、この中小企業等に対します金融の円滑化に努めていただきたいと考えているところでござります。

ただし、結局この四年、三年半ですかね、の期間で申込みは二件にとどまつたわけでありまして、率直に言って当初予想しておつた事態とは違つたのではないかと思います。当時も地域の金融機関の中にはかなり経営基盤の弱いところもありましたが、引き続きまた荒木議員の方からもお知恵をいただければと。我々も努力してまいりたいと思います。

まだ御不満もござりますけれども、いろいろ御提案もございまして、それは迷惑の掛からぬ程度で行政の方にも回しておりますけれども、いろんな苦情もございました。それでおりますけれども、いろいろ御提案もございまして、それは迷惑の掛からぬ程度で行政の方にも回しておりますけれども、いろいろ御理解をいたしました。

ただ、結局この四年、三年半ですかね、の期間で申込みは二件にとどまつたわけでありまして、率直に言って当初予想しておつた事態とは違つたのではないかと思います。当時も地域の金融機関の中にはかなり経営基盤の弱いところもありましたが、引き続きまた荒木議員の方からもお知恵をいたしました。

まだ御不満もござりますけれども、いろいろ御提案もございまして、それは迷惑の掛からぬ程度で行政の方にも回しておりますけれども、いろいろ御理解をいたしました。



同組織中央機関を通じまして、中央機関自身あるいはそれを通じて個別の協同組織金融機関に資本を増強していくというスキームでございますが、これは、これら中央金融機関が傘下の金融機関の系統を熟知し、各グループが有する相互支援制度の下、自主的な資本増強機能、モニタリング機能を適切に發揮しているということにかんがみまして、これを活用いたしまして、かつまたこれを強化していくということを考えたわけでござります。

今般、これらの中央機関にあらかじめこうした形で資本参加をするということで、厳しい状況に置かれております地域経済に対し協同組織金融機関全体としての金融仲介機能の発揮を促進したいということが目的と考えておるところでございま

す。

○荒木清寛君 先ほどの説明ですと、各業態の中

での資本支援の仕組みが既にあって、実績としても信金の五十七件、三千五百八十七億円を始め相

当実績があるわけですね。これでは不十分だとい

う、そういうことなんでしょうか。

○政府参考人(内藤純一君) 先ほども御説明しま

したように、相互支援制度はかなり活用されてい

るというふうに私どもも認識をし、理解をしてお

ります。

ただ、現下の状況を考えますと、非常に大きな

世界的な金融の混乱、あるいはまたその混乱を通じて実体経済にも悪影響が及ぶことについて非常

に大きな懸念が生じているところでござります。

その中で、資本に対するダメージというものが地

域金融機関に与えられるとした場合に、やはり金融機能の低下あるいは貸し渋りといった問題が今後も大いに懸念されるところでござります。

この金融機能強化法というものをもう一回活用いたしまして、金融機能の強化というものに十分な対応をしていくということを考えて今回御提案をしているところでござります。

○荒木清寛君 そこで、中川大臣にお尋ねいたしましたが、今回の改正案というのは、これまで議論

がありましたように、現下の厳しい経済情勢を踏

まえまして、中小企業金融の円滑化に資するため

に提出されたものであります。そこで、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるような、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

いと思われるのではないかなんという声が時々聞

かれるわけでござりますけれども、これは九〇年

代のときの公的資本注入とは全く意図が違うわけ

でございまして、むしろ、もっと地域のために融

資をしてくださいということを促すためである

ということを我々としても今後なお一層周知徹底

の努力をしていく必要があるというふうに考えて

おります。

○荒木清寛君 先ほどの議論の中で、大臣は、今

回改正案が改正された場合に、どの程度そういう

資本注入するのかということは定量的に言える話

ではなくて定性的なものだという、そういう趣旨

はよく分かります。

ただ本年度、二十年度予算の総則におきまして

は、こうした金融機能強化法を前提に預金保険機

構に二兆円の政府保証枠を設けておるわけあり

ます。これは、三月末までに申請ができましたか

ら、もし申請があつても対応できるようになります。

○政府参考人(内藤純一君) 生命保険会社のセー

ムがありましたように、現下の厳しい経済情勢を踏

まえまして、中小企業金融の円滑化に資するため

に提出されたものであります。そこで、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるよう、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ

地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

いと思われるのではないかなんという声が時々聞

かれるわけでござりますけれども、これは九〇年

代のときの公的資本注入とは全く意図が違うわけ

でございまして、むしろ、もっと地域のために融

資をしてくださいということを促すためである

ということを我々としても今後なお一層周知徹底

の努力をしていく必要があるというふうに考えて

おります。

○荒木清寛君 先ほどの議論の中で、大臣は、今

回改正案が改正された場合に、どの程度そういう

資本注入するのかということは定量的に言える話

ではなくて定性的なものだという、そういう趣旨

はよく分かります。

ただ本年度、二十年度予算の総則におきまして

は、こうした金融機能強化法を前提に預金保険機

構に二兆円の政府保証枠を設けておるわけあり

ます。これは、三月末までに申請できましたか

ら、もし申請があつても対応できるようになります。

○政府参考人(内藤純一君) 生命保険会社のセー

ムがありましたが、この点についても、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるよう、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ

地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

いと思われるのではないかなんという声が時々聞

かれるわけでござりますけれども、これは九〇年

代のときの公的資本注入とは全く意図が違うわけ

でございまして、むしろ、もっと地域のために融

資をしてくださいということを促すためである

ということを我々としても今後なお一層周知徹底

の努力をしていく必要があるというふうに考えて

おります。

○荒木清寛君 先ほどの議論の中で、大臣は、今

回改正案が改正された場合に、どの程度そういう

資本注入するのかということは定量的に言える話

ではなくて定性的なものだという、そういう趣旨

はよく分かります。

ただ本年度、二十年度予算の総則におきまして

は、こうした金融機能強化法を前提に預金保険機

構に二兆円の政府保証枠を設けておるわけあり

ます。これは、三月末までに申請できましたか

ら、もし申請があつても対応できるようになります。

○政府参考人(内藤純一君) 生命保険会社のセー

ムがありましたが、この点についても、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるよう、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ

地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

いと思われるのではないかなんという声が時々聞

かれるわけでござりますけれども、これは九〇年

代のときの公的資本注入とは全く意図が違うわけ

でございまして、むしろ、もっと地域のために融

資をしてくださいということを促すためである

ということを我々としても今後なお一層周知徹底

の努力をしていく必要があるというふうに思つております。

○荒木清寛君 先ほどの議論の中で、大臣は、今

回改正案が改正された場合に、どの程度そういう

資本注入するのかということは定量的に言える話

ではなくて定性的なものだという、そういう趣旨

はよく分かります。

ただ本年度、二十年度予算の総則におきまして

は、こうした金融機能強化法を前提に預金保険機

構に二兆円の政府保証枠を設けておるわけあり

ます。これは、三月末までに申請できましたか

ら、もし申請があつても対応できるようになります。

○政府参考人(内藤純一君) 生命保険会社のセー

ムがありましたが、この点についても、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるよう、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ

地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

いと思われるのではないかなんという声が時々聞

かれるわけでござりますけれども、これは九〇年

代のときの公的資本注入とは全く意図が違うわけ

でございまして、むしろ、もっと地域のために融

資をしてくださいということを促すためである

ということを我々としても今後なお一層周知徹底

の努力をしていく必要があるというふうに思つております。

○荒木清寛君 先ほどの議論の中で、大臣は、今

回改正案が改正された場合に、どの程度そういう

資本注入するのかということは定量的に言える話

ではなくて定性的なものだという、そういう趣旨

はよく分かります。

ただ本年度、二十年度予算の総則におきまして

は、こうした金融機能強化法を前提に預金保険機

構に二兆円の政府保証枠を設けておるわけあり

ます。これは、三月末までに申請できましたか

ら、もし申請があつても対応できるようになります。

○政府参考人(内藤純一君) 生命保険会社のセー

ムがありましたが、この点についても、この改正

案が施行された場合に、本当に中小企業のために

なるよう、資金繰りが容易になるような、そ

ういう効果が発揮されるというふうに認識してい

るのか、まずこの点お答えを願います。

○國務大臣(中川昭一君) 世界的なこういう経

済・金融状況の中で、しかも日本の経済、とりわけ

地方、中小企業はつと厳しい状況にあつたわ

けでございます。そういう中で、日本が景気が良

くなる、経済が良くなる、地方が活性化するとい

うことは、日本のみならず世界に対しても非常に

貢献することだろうというふうに思つております。

したがいまして、この法案が法律化され、施行

され、実施されて金融機関の方にこういう形で資

本注入されて、そして貸出余力ができて、そして

きちつと企業、地域に必要な資金が行くとい

うことを我々は期待をしているわけでございま

す。

金融機関の中には、注入をすると何か経営が悪

フェイ・ネットについてでございますが、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者の保護を目的いたしまして、生命保険契約者保護機構から受皿会社への資金援助を実施するための恒久的な制度が設けられているところでございます。

当該資金援助の財源につきましては、保険業界からの拠出を前提として、現行制度において来年三月までの破綻に対応するため時限的に政府補助を可能としているところでございます。

今般の御提案申し上げています法案、法改正でございますが、現下の厳しい金融情勢の下で保険契約者の保護が的確に図られるセーフティ・ネットを確保することを目的としたとして、来年四月以降三年間、この政府補助を引き続き可能とするということとしているところでございます。

この政府補助自体は資金援助が業界負担枠を超えた場合に対応する万ーのための制度であり、金融庁といたしましては、日ごろから生命保険会社の経営、財務状況を十分注視をし、適切な監督に努めることで保険契約者保護を図つてまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 最後に、大臣に大和生命の破綻についてお尋ねいたします。

十月に、これは平成十三年以来となる生命保険会社の破綻ということになつたわけでありますけれども、今回は、大臣談話においても、ある意味で非常に特異な例であつたという説明がございましたけれども、しかし、同様な事態が生じないようするために今後どう保険会社の監督に当たっていくのか、大臣の決意を最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 今、荒木委員御指摘のように、この大和生命につきましては、高コストで高利回り、高リスクという運用をした結果こういうことになつて大変残念なことになつたというふうに思つております。今後こういうことが起き

ないよう、早め早めに状況をしっかりと把握してやつていかなければいけないと思います。

また、保険業法の方の延長、改正案の方もお願ひをしておりますけれども、そういった趣旨でまたしつかりやつていきたいというふうに思つております。

○荒木清寛君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

本当に大臣、お疲れさまでございます。これからワシントンに立たれるということでございますので、余り疲れさせないように簡単な質問をしていきたいと思いますので、御答弁もできぱさくとやつていただければというふうに思います。

サミットに御出席

ということですので幾つかお伺いしたいと思ひますけれども、今度のサミットは、IMFそのものの改革もテーマになりそうだと思います。

午前中も議論あります。

ただ、日本が十兆円出すかどうかというような話があるわけですが、私はお金も出すなら口も出すべきだというふうに思います。

IMFの在り方については谷垣大臣のときに私、議論させてもらつたことがあるんですけども、今は特にIMFの民主化といいますか、新興国とか途上国の発言権を強くするというのも一つのテーマになつてゐるようでございますけれども、今までアメリカの発言力が物すごく強くて、日本はお金出しているのに割とアメリカの陰に隠れています。

中国とかブラジルとか韓国、メキシコでしたかね、ちょっとと発言力が強まってきたと。

そういうやつぱりIMFそのものの在り方も問うるために今後どう保険会社の監督に当たっていくのか、大臣の決意を最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 御指摘のように、今はアメリカ発世界的なこういう状況でございま

そういうことで、各国それぞれ、そして各國協調して、それから国際通貨基金、IMF等の柔軟な対応というものも議論になるかと思います。六十年前にできて、十数年前のアジア通貨危機を経験して、そして今こういう状況にあるわけあります。IMFの役割はより重要なになってきました

思いますけれども、また現時点でのこういう状況にきつと対応できるようIMFも変わっていつてもらいたいというふうに思つております。

日本は、資金援助を必要であればやるということは先月私から申し上げておりますけれども、経験も含めて、IMFあるいは世界のために善かれど思つことはどんどん発言をして行動してまいりました

と思つております。

○大門実紀史君 今までのIMF批判というの

は、いわゆる市場原理主義的な構造調整を途上国に押し付けるというので相当批判が起きて、途中でちょっと修正をして、貧困削減を中心にするところ

も含めて、IMFあるいは世界のために善かれど思つことはどんどん発言をして行動してまいりました

と思つております。

IMFがアメリカ型の自由化を世界に広めたということもまた批判されておりますの

で、そういう点も含めて、前回お聞きしたとおり、問題意識は持つておられると思いますので、是非

も、やっぱりIMFがアメリカ型の自由化を世界に広めたということもまた批判されておりますの

で、そういう点も含めて、前回お聞きしたとおり、問題意識は持つておられると思いますので、是非

も、やつぱりIMFがアメリカ型の自由化を世界に広めたということもまた批判されておりますの

で、そういう点も含めて、前回お聞きしたとおり、問題意識は持つておられると思いますので、是非

レバレッジの問題とか、いろいろきつとやつていかなきやいけないというふうに思うんですけれども、アメリカもオバマ次期大統領はかなり強い意識を持っていらっしゃるようですけど、この点、今まで日本もアメリカにくつづいて消極的だと言つておられたところがあるわけですが、是非積極的にこの監督規制の問題も発言して聞いていただきたいと思います。

○大門実紀史君 同感でございます。

○国務大臣(中川昭一君) どうぞお聞かせください。

○大門実紀史君 もう一つ円高ドル安の問題です

原因になつておりますので、総理も生活支援のと

きに発表しておりますように、格付の問題、あるいはまた会計の問題、あるいは証券化商品の問題等についてもきちっとしたルールを作つていくと

ざいますし、余りにも自由ということ、グローバル法の改正であるとかレバレッジ

規制の撤廃であるとかということをやつたことを

思いつております。

○大門実紀史君 もう一つ円高ドル安の問題です

原因になつておりますので、総理も生活支援のと

きに発表しておりますように、格付の問題、あるいはまた会計の問題、あるいは証券化商品の問題等についてもきちっとしたルールを作つていくと

ざいますし、余りにも自由ということで、グローバル法の改正であるとかレバレッジ

規制の撤廃であるとかということをやつたことを

思いつております。

○大門実紀史君 もう一つ円高ドル安の問題です

原因になつておりますので、総理も生活支援のと

きに発表しておりますように、格付の問題、あるいはまた会計の問題、あるいは証券化商品の問題等についてもきちっとしたルールを作つていくと

ざいますし、余りにも自由ということで、グローバル法の改正であるとかレバレッジ

規制の撤廃であるとかということをやつたことを

思いつております。

○大門実紀史君 もう一つ円高ドル安の問題です

原因になつておりますので、総理も生活支援のと

きに発表しておりますように、格付の問題、あるいはまた会計の問題、あるいは証券化商品の問題等についてもきちっとしたルールを作つていくと

ざいますし、余りにも自由ということで、グローバル法の改正であるとかレバレッジ

規制の撤廃であるとかということをやつたことを

思いつております。

○大門実紀史君 もう一つ円高ドル安の問題です

原因になつておりますので、総理も生活支援のと

きに発表しておりますように、格付の問題、あるいはまた会計の問題、あるいは証券化商品の問題等についてもきちっとしたルールを作つていくと

うところでいくと、余りそういう要求は特に日本には来ないんではないかと。逆に日本政府は、やっぱりまたドルの米国債を買わされる羽目になるんじゃないかというふうなことを心配しておりますけれども、米国債の問題、ドルが暴落したら大変な事態になるわけですが、まだまだ日本としては米国債を引き受けいくという姿勢なんでしょうか、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) これは、アメリカ政府がどういう財政支出に対しても余り使わなかったり、まずここが一つ前提になるわけであります。そのときに日本に何を言つてくるのかということが二つ目だらうと思います。そのとき、日本がどう対応するのかということでございますが、多くお答えできるのは三つ目の点だらうと思います。アメリカの経済の危機を救うことも大事でありますし、世界の経済の危機を救うことも大事であります。それが日本にとってメリットになるかどうかということが多分第一番目の位置付けに私としてはなるのではないかというふうに考えております。

○大門実紀史君 是非そういう判断でこれから日本、やつていかないと大変なことになつてくるんじゃないかなというふうに思います。どんどんどんどん米国債を増やすと、もうアメリカと一緒に心中してしまうような道に行つちやうんじやないかということを心配しております。

お金の使い方としては、大臣からもありましたけれども、チエニマイ・イニシアチブですよね、いざというときの介入資金の通貨スワップです。ああいうアジアにもつと、アジアの債券市場の問題もありますから、ああいうところに円といいますか日本マネーを、そうしていけば、ドルとユーロとアジア通貨といいますか、そういうバランスが取れてくると思うので、そういう方向転換もこれから求められてくるというふうに思っています。じや、法案の方に入りますけれども、まず、今日も一日聞いておりまして、私、そもそもこの法

案、素朴な疑問があるんですけれども、こうやつて一生懸命議論してこの法案成立しても余り使われないんじやないかと、今までそうですけれども。それで、なおかつ使われるときは一齊に使われるんじやないかと、そういう法案の性格じやんなかと思つたりするわけです。もし一齊に使われると、いかがでありますか。

○國務大臣(中川昭一君) これは、銀行、うちの信金、やつぱり評判悪いと思われるというのはどうしてもありますので、結局余り使われないと。使われるときはむしろ金融庁の指導でほんほんほんということで一齊に使われるような事態しかしないんじやないかと、どちらかしかしないんじやないかと思います。

それで、後者の場合だと、この法案の趣旨の予防措置ということとは違う事態というふうになるんで、何かそういう自己矛盾をはらんでいる提案とありますか、今回出されてきてるんじやないかと思いますが、その辺の認識はいかがであります。ただしよほどの場合だと、そうでないとかしい話になるなと思いますけれども。

○國務大臣(中川昭一君) 私は、可能性としては三つ目もあると思うんですね。つまり、年末を控えての資金繰りに対応するということもありますので、そういう意味で、何回も申し上げて恐縮ですが、それでも、資金の需要のあるところに適時適切に融資、資金供与ができるようにするためにこれを用意させていただき、一定のルールの下で金融機関にそれをお使いいただいて、そして融資をしていただくことがこの法律の目的でござります。

○大門実紀史君 一応私の考え方を申し上げたまででござりますけれども、我が党がこの種の法案に反対する理由は別に難しい話ではございませんで、この公的資金の注入が最終的に損失を生んだりませんが、少なくとも仕組みとしては、出た場合は業界負担にするというようなことが私は定される事態でいくとそれほど、破綻処理とは違つて国民の損失が出ると、レアケースかも分かりませんが、少なくとも仕組みとしては、出た場合にそれがおかしいと。国民感情からいつて、何で銀行経営者の失敗を自分たちの税金で最後穴埋めするのかと、その部分でござります。別に難

しいことで反対しているわけではありません。その点で、この法案そのものよりも、公的資金を注入した後国民負担になるというこのそもそもそれが政府も国会もちょっと鈍感になつてゐる。それで、なおかつ使われるときは一齊に使われるんじやないかと、この国民負担の問題を。やつぱりこれはきちっと厳正に議論をすべきだし、十分に少し私の考え方を整理して申し上げますと、非常事態の場合ですね、今回の法案みたいな場合资金を注入すると借り手保護あるいは預金者保護と、これは私はあり得ることだというふうに思ひます。たゞしよほどの場合だと、そうでないことがあります。たゞしよほどの場合だと、そうでないことがあります。たゞしよほどの場合だと、それで、何かその原因者が払うべきだと。ですから、火事を起こした原因の追及と責任はきちんと返済しようと、これは当たり前のことです。仮に返済できない事態になつた場合でなければ、それは、その家を再建する費用とかその借金は何年掛かってもその原因者が払うべきだと。ですから、その注入した銀行が返済させるわけですが、きちんと返済しようと、これは当たり前のことです。假に返済できない事態になつた場合でなければ、それは、仮に返済できない事態になつた場合でなければ、これは銀行業界で負担すべきだと、社会的な損失にする必要はない、国民党にツケを回すことはない。これは、普通に考えたてて国民感情としてはみんながそう思う話でござります。

ですから、今回の法案、余り今の場合は、今想定される事態でいくとそれほど、破綻処理とは違つて国民の損失が出ると、レアケースかも分かります。住専のときは、税金投入の問題が大問題になりました。その後で言えど新生銀行ですね、新生銀行で長銀に公的資金入れたで、結局リップルウッドがもうけて新生銀行が大もうけしたと、これは物すごく国民の怒りをあつとき買いました。その新生銀行、今大変な事態になつてしまつてみましたら二千五百億まだ公的資金返してないですかね、それもどうなるか分からないということがあります。私が申し上げたいのは、何かも

案でございます。

それから、国民にツケを回すというお話をござりますが、確かにこれは資本注入でございますから、その注入した後の何らかの権利が、価格が上昇することも、それから減ることもあり得ることは、これはもう私も否定をしません。ただ、我々は、そういうことがないように経営強化計画の要件の中でもきちっとそのことを見込んで審査をしていただき決定をするということをございますし、現に十数年前の日本の資本注入ではたしか九・二兆を注入して一・三兆ほどの売買益も出で日本金融システムの更なる健全化、強化のためにこの法律を発効させたいというのが我々のねらいでございます。

○大門実紀史君 だから、国民負担が生じないようにも最大限の努力されるとなつていてるわけで、万が一出たときは業界負担ということにして、何もおかしくないんじゃないかなと私は思っています。

アメリカでも今、余り報道されていませんけど、公的資金注入ですね、あれが、我が党の佐々木憲昭議員が御指摘したように、アメリカのあの公的資金の法律は、最終的に五年後ですね、純損失が出た場合は大統領が法案を出して業界に負担をさせることができるという項目が入つていますよ。まして、しかも今、市民運動が起きています。例の映画、「シック」ですかね、のマイケル・ムーア監督なんかは、そういう条項があるにもかかわらずひょっとしたら税金負担になるかもしれないということで、この公的資金、国民負担に反対するといいますか、物すごい市民運動が起きているということもあるわけです。

そういう点でいくと、日本の場合は、この法案についてはマスコミもその部分はほとんど報道しませんし、国民の皆さんも何となく不安の解消でやっているんだろうと。最後に何かあつたときに

負担が来るというのはほとんど御存じないと思いまますが、後で万が一さつき言った後の方の事態になつて、ということは幾つかはもう破綻まで行

く可能性もあるというような事態のときに、具体的にその負担のツケの話になつたときに、この委員会での議論が何やつてきたのか問われると思うますので、きちっとした議論をすべきだという点で、今日ははちよつとその点にこだわつて幾つか法案に即して質問したいというふうに思います。

○大門実紀史君 先ほども火の粉が降りかかるという話がありましたが、そこで、いわゆるこの機能強化法をまた復活させたけど、いわゆるこの機能強化法をまた復活させた目的は、外的な要因での資本の目減りと、それがちょっとと強調されていますけれども、今日の議論もありましたけど、今回の株暴落の以前からリスクの高い有価証券取引をいろいろ銀行はやってきたわけです。資料を付けておきましたけど、細かく説明はしませんが、農林中金だけではありません、信金中金、全信組連も、二〇〇一年から

まづちょっとお聞ききたいんですけど、なぜこんなに有価証券取引、こういう金融機関は増やしてきたんでしようか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 協同組織金融機関の中央機関におきましては、傘下金融機関から受け入れた預金を主な原資といたしまして資産運用が行われておりますが、この運用は基本的には各金融機関の経営判断により決定されているものでございます。

各中央機関のディスクローズ誌を見ますと、信金中央金庫については、総じて総資産額がほぼ横ばいで推移する中、国、政府関係機関等に対する貸出しが減少する一方で、その分有価証券の運用が増加してきました。全信組連については、総じて総資産額が増加し、その分、有価証券の残高が増加してきたものと承知しております。

中央機関におきましては、傘下金融機関の余裕資金を受け入れて効率的に運用しその収益を還元するほか、また、その収益の一部につきましては

傘下金融機関の支援資金にもなつてゐるものと承知しているところでございます。

○大門実紀史君 要するに、経営判断でやつてきましたが、危機対応勘定ですね。だから、農林中金なんかそうですが、預金は増えているんですけど貸出し減つて、その余った分を農林中金、本部組織に上げて有価証券取引と、県レベルの信組連もそうですが、預金は増えていますか、それで有価証券取引どつと増やして、もう相手がちょっとと強調されていますけれども、今日の現象といいますか、金余らせ現象といいますか、今度はちょっとと違つて、もう相手が、今まで使われていくようになりますが今こそ必要だというふうに考えております。

○大門実紀史君 じゃ、ちよつと違う角度でお聞きますが、危機対応勘定ですね。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。預金保険法の百二条でございますが、これは、信託の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合の金融危機対応措置を定めているものでございますから、今回の金融危機の前に既に評価損が出てますから、今回の金融危機の前に既に評価損が出てますから、その経営責任はやっぱりきちんと問うべきだし、これも本当に普通の国民の気分ですよ。そんなことやつきたんだつたら、資本注入はまあいいけれども、最後は、体力回復したら何年掛かってもいいから、もしも損失出した場合ですよ、何年掛かってもいいからちゃんと払いなさいと、自分たちの業界で払いなさいと。こういう、団体なら団体の中で払いなさいというのは普通の国民感情じゃないかと私思うんですけれども、違いますかね、大臣。

○国務大臣(中川昭一君) アメリカの金融安定化法の中、その五年後見直し法案を出すことができるというところだけを大変評価されておられるわけでございますけれども、確かに経営の結果どういうことはいろんな条件で変わつてくるものでございます。特に金融なんかは、もう瞬時にグローバルな世界を回つていくわけだと思いますから、結果的に損をしたとか、あるいは得をしたとかということがあると思いますけれども、ですから、そういうことで金融機関から健全な資金が中小企

業や地域の経済に渡らないということが起つたならば、ますます日本の経済は悪くなるわけありますから、だから、一定のルールで資本注入を求める金融機関には審査をさせていただいて、そして資金を供給をして、それが有効に日本の隅々まで使われていくようになりますが今こそ必要だというふうに考えております。

○大門実紀史君 お答えいたしました。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。預金保険法の百二条でございますが、これは、信託の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合の金融危機対応措置を定めているものでございます。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。同制度は、危機に瀕した金融機関に對し的確な対応を行うことにより金融機関一般の信用を確保するとの意義も含まれていてことから、セーフティーネットの参加者たる金融機関全体で分担するということによつて制度の目的を達成できる場合にはこれを原則としたものでございます。

○国務大臣(中川昭一君) アメリカの金融安定化法の中、その五年後見直し法案を出すことができるというところだけを大変評価されておられるわけでございますけれども、確かに経営の結果どういうことはいろんな条件で変わつてくるものでございます。特に金融なんかは、もう瞬時にグローバルな世界を回つていくわけだと思いますから、結果的に損をしたとか、あるいは得をしたとかということがあると思いますけれども、ですから、そういうことで金融機関から健全な資金が中小企

いうことで同じじゃないですか。予防注入だつてそうでしょう、そんな簡単にやるわけじゃないでしょ、結局同じなんですよ。

もつと言えば、そういう事態というのは、私が言つた、この法案が使われるとしたらもつと違う事態になるんじゃないかと。特にたくさん使われるんじゃないかと思うのは、そういうことはちょっと想定しておるわけですねけれども、危機対応勘定のときは本当に大変な事態ですね、金融機関としては、業界で負担させると。この予防注入、建前上はそこまで行つてない、みんなもつと体力があると、そのときは最終損失が出たら国民負担だと。体力のないときに負担させて、体力のあるときに何で国民負担に回るんですか。これ素朴な疑問なんだけれども。

○政府参考人(内藤純一君) 金融機能強化法に関する

しましては、先ほどから申し上げておりますように、予防的な一種の資本注入、資本参加といいますか、そういう制度でてきておりまして、あくまでも資本増強を通じて中小企業金融というものを増強をしていくということです。それで、その資本増強につきまして、こうした形で国の政策として、こうした政策を推し進めていくというような形で考えて法案というのをお出しをし、また既に現行の法律もそういう枠組みでできているところでございます。

一方、預金保険法の百二条につきましては、システムリスクの認定というときに発動するものでございますが、負担金につきましてもこれは制度上はございます。ただ、具体的な中身については具体化されておりません。その負担金というものが負担できないという場合には国に対応という形になつていているところでございます。

○大門実紀史君 私は、レク受けていてもみんなこころこころ違うこと言うんですよ。この二つ、なぜ片方は業界負担で片方は国民負担になるのかと。みんなこころこころ違うこと言うんです。要するに検討されていないんです。正確に、国民負担とは何だろうと、どういなものだろうと、

どんなときに国民にお願いせざるを得ないんだろううということを十分、本当にちつとした哲學とい

ますか考え方が検討されてなくて、安易にもうずつとこの間いろいろな感情みんな国民負担ですかから、そういうふうになつてきているこの間の安易な、ルーズな国民負担に対する検証がされていないことを本当に指摘しておきたいというふうに思ひます。

○大門実紀史君 どうも、公的資金は調達をして資本注入するわけですねけれども、どこからお金を調達して資本注入するのかと。これは資料をお付けいたしましたが、預金保険機構の勘定ごとに借入金を起す又は預金保険機構債という債券を発行して調達するわけでございます。借入金はどこから借りるのかとお聞きいたら、市中調達だと。つまり、金融機関から借りるというこ

とです。銀行業界の中でお金を調達して、銀行に資本注入をするということですね。預金保険機構債はどこが引き受けるのかとお聞きました、最後は調達するのかと聞いた後どこからその幹事会社は調達するのかと聞いた後どこからその幹事会社は調達するのかと聞いたら、機関投資家だと。機関投資家とは何かというと、ほとんど金融機関で

つまり、公的資金を注入するそのお金というのは金融機関から借りて、あるいは機構債を発行して、それである銀行に注入をしてあげると。だから、業界の中でやつているようなものなんですね。しかも、その利息は何%かというふうにけれども、金融機関も商売でありますから、お金を貸すときの条件、期間等で手数料といいましょうか、利息といいましょうか、それを取つてそれを収益にしているわけでございますので、結局、今御指摘ですと、無利子でひとつ金を貸せという御指摘だとすると、金融機関はきっと商売として困っちゃうんだろうなというふうに今思ったところでございます。

○大門実紀史君 大臣、大分お疲れじゃないですか。私が言つたことを大分ちゃんと分からなくなつちやつていてんじやないですかね。

私は、危機対応でも何であれ、最終的には業界負担でやるべきだと最初に申し上げたとおりでござります。

もう一つは、これは何も無利子でやれと言つて

預金保険機構の勘定というのは非常にややこしいんですが、要するに、各勘定ごとに借入金利息と機関債利息を計算して合計しますと、右の端にあ

りますが、この十年で四千六百億円になります。ある銀行に資本注入をするお金、これは銀行業界から借りて四千六百億円も利息を払つてあげて、万が一返つてこない、損失が出たら国民負担と。これ私、普通の国民の目線でいくと、銀行業界にそんなに何千億もこの救済のときに利息を払つてやつてあるんだつたら、そんなに多いケースだけ業界に払つてやつて、ツケが出たら国民に回すのかと。これは非常に素朴にこれもおかしいと思うんですが、大臣、おかしいと思いません。

○國務大臣(中川昭一君) 今の大門委員の御指摘は、最初は危機勘定のときはやむを得ないから国民からでもやむを得ないけれども、今回のようないいと。だから、最終損失が出たときに業界で、業界全体でそのお金も調達するのを引き受けた利息ももらつているわけだから、損失が出たときに業界全体で負担するのが、普通に国民から見ると、

もう大分お疲れのようなので、議論はもう、質問することはもう今日これでありませんので次回にしたいと思います。

○委員長(峰崎直樹君) 本日の質疑はこの程度にどうぞ気を付けて行つてらっしゃいませ。

○委員長(峰崎直樹君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(峰崎直樹君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求める、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定します。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

〔参照〕

平成20年11月13日参議院財政金融委員会  
民主党大塚耕平提出資料（本人作成）

### 改正金融機能強化法案についての考え方と関連する論点

#### 1. 今次法案の目的

- 今次法案は、米国発の金融危機に対応して日本の金融システムの安定を企図する。
- 広義の金融システムは、①銀行・保険・証券等の金融部門、②企業・会計等の非金融部門の双方から構成される。
- 今次法案は双方の安定を企図するものの、過去の経験を踏まえ、とりわけ②の安定を第一義的な目的とする。
- 過去の経験とは、1990年代前半のバブル崩壊後、1990年代後半の金融危機、2000年代前半の不良債権処理加速期における経験を指す。具体的には、金融部門の安定が過度に優先され、非金融部門、とりわけ中小企業金融の円滑化が十分に行われなかつたことが、その後の実体経済の脆弱さ、日本経済の低迷につながっていることを指す。
- 中小企業は法人数の大多数を占めるほか、その従業員も労働者全体の大半を占める。また、大企業の協力・下請け企業として、日本経済の基盤を形成している。
- 以上を踏まえ、今次法案は「中小企業金融の円滑化」を最も重要な目的とする。その目的に資する金融部門への公的資金投入であれば、積極的に行うべきものと考える。

#### 2. 農林中金に関する考え方

- 農林中金は日本を代表する金融機関のひとつであり、金融危機において「too big to fail」という原則が適用可能な規模に達している。
- したがって、農林中金の経営不安に際しては、貯蓄保険法等の既存法制的的確な運用によって適切かつ万全の対応を期すことは当然である。

### 業地移転について

3. 新銀行東京に関する考え方
- 銀行法第 52 条の 14 では、銀行の主要株主に対して、金融庁は監督上必要な措置を命じることができることになっている。
  - しかし、この「主要株主」に関して、同法第 2 条 10 や第 59 条 2 の規定により、地方公共団体は含まれないこととされている。
  - これは、地方公共団体が「主要株主」である場合、当該地方公共団体が公的セクターの一員として監督上必要な措置を直接行うことを見定していると思料する。
  - したがって、「地方公共団体を主要株主とする金融機関」を今次法案の対象外とすることは、銀行法を中心とする金融法制の構造と整合的と考える。
  - 仮に「地方公共団体を主要株主とする金融機関」に公的資金投入が必要になり、かつ当該地方公共団体に財政余力がない場合には、国が当該地方公共団体に資金支援を行い、その資金を活用して「主要株主」である地方公共団体の責任において監督上必要な措置等を行なうべきである。
  - 以上の理由から、新銀行東京に公的資金を投入する場合は、金融法制上特別な立場にある「主要株主」としての東京都の責任において行なうのが妥当かつ合理的である。

- もっとも、新銀行東京の経営実態を鑑みると、「地方公共団体を主要株主とする金融機関」というビジネスモデルが様々な問題を抱えていることが認識できる。（別紙「融資仲介案件」参照）。
- 以上
- (1) 平成 12 年 12 月、第 7 次卸売市場整備基本計画を審議する食品流通審議会卸売市場部会第 1 回会議において、市場から仲卸業者を淘汰し、市場のしくみを解体する意思が表明される。
  - (2) 平成 14 年 12 月の総合規制改革会議第 2 次答申で農業分野の改革が盛り込まれ、事業上、セリによる市場運営の廃止に向けた方向付けが行われる。
  - (3) 平成 18 年 4 月に発表された第 8 次卸売市場整備基本方針では、仲卸業者の大幅な縮減を図ることが盛り込まれている。商品を目視確認しないで売買できる電子取引の導入、仲卸業者の「目利き」によるセリの廃止が想定されている。
  - (4) 平成 19 年 2 月に改定された第 8 次中央卸売市場整備計画では、豊洲の新市場整備に伴い、築地は「移転」ではなく「廃止」と明記。築地「移転」は、藤沢、川崎の中央市場から地方市場への格下げを伴う、三市場の統廃合と位置づけられる。

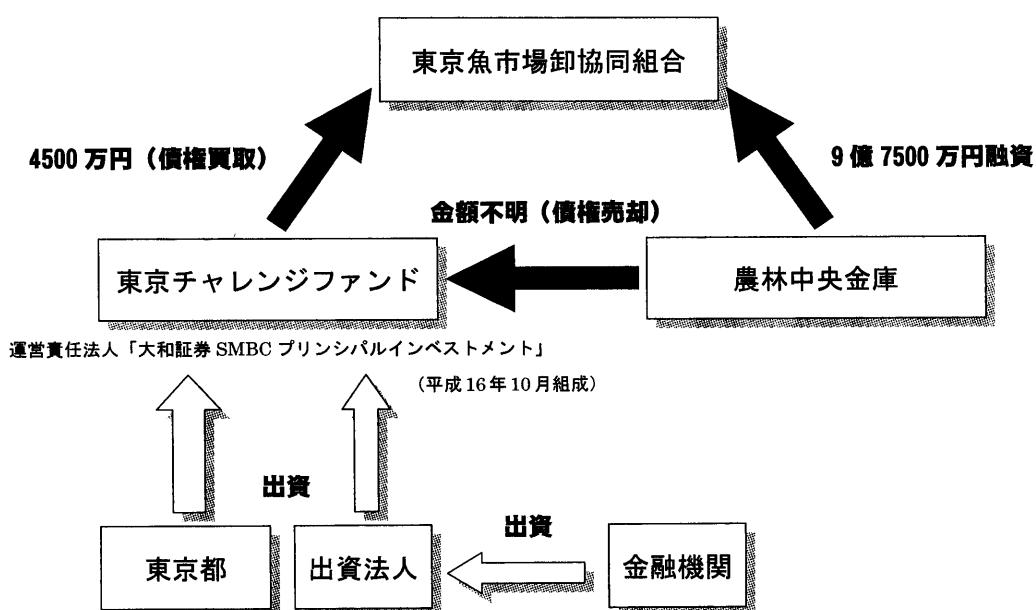
(5) 豊洲における卸売業者（現状 7 社）は 3 社に限定される方向にあるが、当該 3 社と想定される卸売業者の大株主に外資が登場しつつある。

(6) なお、築地移転を巡っては、東京港臨海開発やオリンピック招致との関連、豊洲の新市場用地の環境汚染問題も取り沙汰されている。環境汚染問題に関しては、検査結果の内容についても、巷間、様々な疑惑が呈されている。

(7) この間、築地移転を巡る動きの中で行われたのが東鉄、農林中金、東京都が出資するファンドの 3 者間で行われた 9 億 3 千万円の債務解消（奉引き）取引である（平成 20 年 5 月 29 日参議院財政金融委員会議事録参照）。

以上

## 東京魚市場卸協同組合を巡る金融取引（平成 17 年 3 月）



平成 20 年 5 月 29 日 参議院財政金融委員会  
民主党・大塚耕平提出資料（本人作成）

## 東京魚市場卸協同組合の公式資料における記述内容

月刊東卸 No.517 (平成 17 年 6 月) 3 頁

(原文どおり) 農林中金との関係（決済資金借入先）は、XXXXX先生（顧問会計士）の力添え、東京都の支援も頂き、一件落着しました。17年度の予算で説明しますが、組合の債務をあるところに譲渡してもらい、組合はそこから債務を買戻すことができました。同時に從来行ってきた理事長の個人保証もなくなり解決しました。

東卸平成 17 年度事業報告書 17 頁

(原文どおり) 凍結未収金分の借入額約 9 億 7 千 5 百万円のあった農林中央金庫に対しては、顧問会計士の指導により協議を重ねた結果、東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合経由で 17 年 4 月 28 日に組合借入金を 4500 万円に圧縮する形で債権買戻しを行った。

同上 61 頁

(原文どおり) 農林中金からの借入金（立替事業資金）については、事前に顧問会計士が折衝した結果、コンプライアンス上の問題があることから、東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合経由での債権買戻しを行い、同行に対する借入金全額を清算した。

平成 20 年 5 月 29 日 参議院財政金融委員会  
民主党・大塚耕平提出資料（本人作成）

平成 20 年 11 月 13 日 参議院財政金融委員会  
民主党・大塚耕平提出資料  
(東京都情報公開資料)

科 目	金 額	(単位：円)
(投資損益)		
投資収益	42,000,000	42,000,000
投資原価		7,258,705
投資利益		
(その他損益)		
その他の収益	532,358	532,358
受取利息、 その他費用		
その他費用		
未実現損益調整額		
未実現損益調整額	157,347,334	157,347,334
期首未実現利益		-
期末未実現利益		-
当期損失		157,556,571

当期の投資実績 債権買取り 2 件（投資金額 1,039 百万円）、社債引受け 1 件（11 百万円）  
債権売却益 利息収入により投資利益 1 百万円を計上  
を中心とする費用支出 165 百万円を要観できず、当期損失は 157 百万円

うち 45,000,000 円は投資原価面に対応する債権売却収益  
うちブルロ座収益は 531,438 円

平成20年11月13日参議院財政金融委員会  
民主党大塚耕平提出資料  
(東京都情報公開資料)

2. 投資の状況

(金額:百万円単位)

社名	投資時期	業種	資本金	売上	従業員数 <sup>6</sup>	投資金額	投資形態	概況と当面の取組方針	回収方法
A	17/3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	-	[REDACTED]
B	17/5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	-	[REDACTED]
C	17/11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
D	18/3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
E	18/3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
F	18/3 (予定)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

- <sup>6</sup> 臨時従業員・パートを含む  
本組合による債権取得前に、別途、外資系投資家が債権を取得済  
<sup>7</sup> 本組合による増資引受けは198百万円

4

第2回定期組合員集会

9

10

貸借対照表  
(平成17年6月30日現在)  
(単位:円)

科 目	金 額
(資産の部)	
I 投資	11,000,000
1 債券	11,000,000
II 余裕金	
1 現金及び預金	3,621,963,954
III その他資産	
1 仮払消費税等	3,622,196
2 未収入金	74,739
資産合計	3,656,660,885
(負債の部)	
I 流動負債	
1 未払金	105,000
2 振り金	25,000
3 未払費用	14,951,712
負債合計	15,081,712
(出資金の部)	
I 受入出資金	3,716,000,000
II 繰越累計損失	25,234,426
III 当期損失	69,186,397
IV 分配金累計額	-
(うち当期分配金)	(-)
出資金合計	3,621,579,177
(うち期末未実現利益)	(-)
貯蓄・出資金合計	3,636,660,889

平成20年11月13日参議院財政金融委員会  
民主党大塚耕平提出資料  
(東京都情報公開資料)

## 損益計算書

平成 17 年 1 月 1 日から  
平成 17 年 6 月 30 日まで

(単位：円)

科 目	金額
(投資損益)	
投資収益	45,093,423
投資原価	42,000,000
投資差上原価	3,093,423
(その他損益)	
その他の収益	
受取利息	
その他費用	
未実現損益調整額	
期首未実現利益	243,466
期末未実現利益	243,466
未実現損益調整額	
当期損失	72,523,286
	69,186,397
	—
	69,186,397

## 業務報告書

## 2. 運営成績及び財産の状況の推移並びに当事業年度までの運営成績の累計額

(単位：円)

期 別	第 1 期		第 2 期半期	
	(平成 16 年 12 月期)	(平成 17 年 12 月期中)	(平成 16 年 12 月期)	(平成 17 年 6 月期中)
投 資 損 益	—	3,093,423	—	3,093,423
当 期 損 益	△25,234,426	—	△59,186,397	—
投 資 合 計	—	11,000,000	—	3,636,669,889
資 産 合 計	2,547,870,999	—	3,716,000,000	—
受 入 貸 金	2,572,000,000	—	3,716,000,000	—
当 期 分 金	—	—	—	—
出 金 合 計	2,546,765,574	—	3,621,579,177	—
1 口当たり当期損益(※1)	△257,494	—	△530,997	—
1 口当たり組合員持分(※1)	49,742,506	—	49,274,992	—
1 口当たり当期損益(※2)	△257,494	—	△533,700	—
1 口当たり組合員持分(※2)	1,272,189	—	1,272,189	—
投 資 損 益 累 計 額	3,093,423	—	3,093,423	—
当 期 損 益 累 計 額 (△は損失)	△94,420,823	—	—	—

※ 1: 一括払込方式選択組合員様の 1 口当たりの金額になります。

※ 2: ※1 以外の組合員様の 1 口当たりの金額になります。

※ 1-2: 第 2 期半期の 1 口あたりの金額には、追加加入に伴い生じる調整計算を含みません。

(注 1) 損失は△で表示しております。

(注 2) 第 1 期の会計期間は、組合契約第 7 条 1 項に基づき、平成 16 年 10 月 28 日から平成 16 年 12 月 31 日までとなっております。

平成20年11月13日參議院財政金融委員会

民主党中央幹事会提出資料  
(東京都情報公開資料)

## 東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合

## 2. 組合員加入期限延長のご提案

平成17年6月30日を期限として組合員の募集活動を行っていましたが、出資を検討されている投資家様より、事務手続き上の理由により6月30日付追加加入契約の締結が困難との申し出があり、組合員加入期限を平成17年7月29日とさせていただだくことをご提案申し上げます。

## 3. 組合事業の進捗状況(平成17年4月～6月)

## (1) 1号案件の回収

- (2) 2号案件の投資実行  
[REDACTED]

## (3) 投資の推進状況

組合員様、東京都中小企業振興公社様、東京都中小企業振興公社様はじめ、新たに組合に加入いただいた金融機関様にも、再生事業の当ファンドへのご相談を検討してまいりました。現状、投資候選案件に乏しい状況でございますが、企業再生の実務における組合員様のニーズを把握し、より具体的なファンドの活用方法のご提案を行うことで、より多くのご相談をいただけるよう努めてまいります。

- ① エクイティ投げによる再生支援
  - ▶ エクイティ投げによる再生支援の持ち込みは100件以上。
  - ▶ ただし、本格的な検討に至る条件は乏しい状況。
  - ▶ バランスシートの傷みが多大で、且つ収益が脆弱であるため、ファンドとしてのExitが見込めないケース
  - ・ 金融機関との交渉振りから、ファンドと協力して再生計画を立案・履行することが困難と推察されるケース。
  - ・ 目先資金需要が無く、ファンド資金が金融機関内で井汲に充当されると推察されるケース。
  - ・ 少数ながら、債権カット後のエクイティ投資に関する相談あり。
- ② 債権譲取による再生支援
  - ▶ 新たに加入いただいた組合員様を中心に、債権譲取による再生支援スキームを

4 定例アドバイザリー・ボード  
平成17年第1四半期

(大久保勉委員資料)

公的資本増強の対象金融機関等

対象金融機関	政府保証枠	公的資本増強の趣旨	経営責任の明確化のための方策	株主責任の明確化のための方策	措置	
預金保険法 (102条第1項第1号関連)	・銀行法第2条第1号に規定する銀行 ・信用金庫 ・信用協同組合 ・労働金庫 ・信用金庫連合会 ・信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会 ・株式会社 南工中央金庫 ・銀行持株会社	17兆円	資本増強しなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合の金融危機対応	規定あり	規定あり	恒久措置
農水産業協同組合貯金保険法 (97条第1項第1号関連)	・農林中央金庫 ・農業協同組合連合会 ・地場農業組合連合会 ・農業協同組合等	予算措置なし	資本増強しなければ、我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合の金融危機対応	規定あり	一	恒久措置
改正金融機能強化法案	・銀行法第2条第1号に規定する銀行 ・信用金庫 ・信用協同組合 ・労働金庫 ・信用金庫連合会 ・信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・農業協同組合連合会 ・地場農業組合連合会 ・水産加工協同組合連合会 ・銀行持株会社 (注1)	2兆円	世界的な金融市場の混乱をはじめとする外的な環境変化の下、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援し、適切な金融仲介機能を発揮できるよう、国の資本参加による金融機関の資本基盤強化の積極的な推進	規定あり (注3)	一 (注4)	申請期限は平成24年3月31日。
金融機能早期健全化法 (申請期限切れ)	・預金保険法第2条第1項に規定する金融機関 ・農林中央金庫 ・農業協同組合連合会 ・地場農業組合連合会 ・銀行持株会社	25兆円 (注2)	資本増強を行わなければ、信用秩序の維持等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合の金融システムの安定	規定あり	規定あり	申請期限は平成13年3月31日。 (協同組合金融機関は平成14年3月31日。)

(注1) 直接、國の資本参加の対象となる先。

(注2) 平成12年度の予算措置。

(注3) 制度上一律には求めないが、従前の経営に関する分析結果によつては、経営責任の明確化が求められる場合がある。

(注4) 制度上一律には求めないが、國が引き受けける優先株の配当や収益性の確保等について、条件が付されることなる。

## 農林中金の運用について

農林中金の運用実態については、検査やヒアリングなどを通じて把握に努めているところであるが、農林中金から開示されていない事項については、個別金融機関に関する事項であることから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることを差し控えさせていただいたものである。

なお、一般論で申し上げれば、個々の金融機関がそのポートフォリオの中で運用している様々な資産を、どのような形で保有するのか、または売却するのかについては、各金融機関の経営判断に属する問題であると認識している。

いずれにせよ、金融機関が、市場環境の変化も念頭に置きつつ、適切にリスク管理に取り組むことは重要と考えており、このような考え方方に立って、各金融機関のリスク管理状況等について、日常的にヒアリングや情報交換を進めているところである。

質問事項	回答
1. 有価証券 ①国債 8.9兆円の明細 イ) 变動利付き国債保有残高 ロ) 物価運動国債保有残高	○ いずれの事項についても、農林中央金庫（以下「同金庫」という。）から開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。
②外国債券 14.2兆円の明細 イ) ファンディングの方法（外貨、円貨）為替リスクを持つ外債投資残高	○ いずれの事項についても、同金庫から開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。
ロ) キャッシュCDOの残高と評価方法、内部モデルによる評価の割合 ハ) シンセティックCDOの残高と評価方法、内部モデルによる評価の割合 (内部モデルに関する資料も提出のこと。)	○ 同金庫が公表している資料（「2008年6月末 自己資本の状況等について 2008年8月26日」）によれば、キャッシュCDO及びシンセティックCDOも含む証券化商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」「金融商品会計に関する実務指針」に基づき実施しており、市場ベンダー、証券会社等が提供するブローカー時価を採用している。ブローカー時価については、同金庫の独立したミドル部門がその適切性を総合的に検証している。  ○ 以上の点を除く事項については同金庫から開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

2

ニ) ファニーメイ、フレディマックへの投資残高と評価方法	○ 同金庫が公表している資料（「平成21年3月期経常利益予想（単体）の修正について」（2008年11月6日））によれば、ファニーメイ、フレディマックを含む米国住宅金融公社への投資の状況については、20年9月末の速報値でエクスボージャーとして3兆4,568億円となっている。  ○ 以上の点を除く事項については同金庫から開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。
③その他 11.5兆円の明細 イ) SIV、SPC等の発行した債券、株式の保有残高 ロ) 投資信託、SPC等で事実上CDO、モーゲージ等の証券化商品へ投資したもののが残高は。 ハ) オフバランス取引で、将来CDO、モーゲージ、ハイールド等のリスクを負うことになるコミットメントの残高。また時価評価額。(その他、11.5兆円以外にSIVやSPCなどリスクのあるものについて開示すること。)	○ 同金庫が公表している資料（「2008年6月末 自己資本の状況等について 2008年8月26日」）によれば、SIVの組成、引受け、トレーディングを行っておらず、関連する商品について連結非対象としているオフバランス取引は行っていない。  ○ 以上の点を除く事項については同金庫から開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。
2. タックスヘブン子会社及び与信関係のあるSPC、SIV ①すべての名称 ②そこに対する イ) 出資残高 ロ) 融資残高 ハ) 債券貸借残高 ニ) 保証等偶發債務残高	○ 同金庫が公表しているディスクロージャー誌「REPORT 2008」によれば、与信関係のあるSPCとして、「Norinchukin Finance (Cayman) Limited」を保有している。 (注) 同金庫は、当社による劣後債券の発行を通じて、平成18年9月に資本を調達（約3,427億円）した。（ディスクロージャー誌「REPORT 2007」）  ○ また、同金庫が公表している資料（「2008年6月末 自己資本の状況等について 2008年8月26日」）によれば、国内顧客企業の売掛債権流動化を目的としたSPCを1件スポンサーしており、20年6月末のエクスボージャーは1,252億円となっている。  ○ 以上の2点を除く事項については同金庫より開示がなされていないことから、当局（金融庁、農林水産省）からお答えすることは差し控えさせていただきたい。

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

3

3. FT記事内容の事実確認と8月以降のCDO投資6兆円増額の現状は。	○ FT記事については承知しているものの、個別金融機関に関する内容であり、コメントは差し控えたい。
-------------------------------------	---

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

氏名	職名	同左就任年月 (退任年月日)	最終官職
上野 博史	理事長	平成12年6月 (現職)	農林水産事務次官
加藤 孝	常務理事	平成15年6月 (平成19年6月)	農林水産省大臣官房付 (国土交通省土地・水資源局次長)
	監事	平成19年6月 (平成20年6月)	
窪野 錠治	専務理事	平成15年6月 (平成19年6月)	財務省大臣官房付 (国土交通省政策統括官)
田中 正昭	監事	平成19年6月 (現職)	財務省大臣官房付 (東京国税局長)
小西 孝哉	監事	平成20年6月 (現職)	農林水産政策研究所長

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

過去5年間の農林水産省及び金融庁、財務省からの農林中金への天下り。名前、時期、最終職位を示せ。

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないが、農林中央金庫に聞いたところを含めて調査したところ、過去5年間（平成15年10月以降）に農林中央金庫の役員として在籍していた国家公務員経験者は、次のとおりである。

過去5年間の農林中金への金融庁の検査のあり方。検査に入った日時、検査項目、検査障害、検査結果。また金融機関に農林水産省はどうに應わっていたのか。

検査予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	農水省との関わり
平成19年10月18日	平成19年10月29日	平成19年12月10日	平成20年3月3日	共同検査
平成18年10月20日	平成18年11月6日	平成18年12月20日	平成19年3月13日	共同検査
平成17年1月6日	平成17年1月10日	平成17年3月15日	平成17年6月27日	共同検査

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

6

#### 農林中金担当者一覧(金融監督庁発足以降)

年度	組織	役割	課長補佐	課長補佐
平成10年度	共同組織金融調整官	E S58(大蔵省) H10.2.2~H11.7.5	Q H元(大蔵省) H10.8.5~H11.7.5	
平成11年度	F S59(大蔵省) H11.7.6~H11.10.4	R H元(大蔵省) H11.7.6~H12.1.11		
平成12年度	G S57(大蔵省) H11.10.5~H12.6.30	H2(農水省) H12.1.1~H13.7.13	S H2(農水省) H12.1.12~H14.1.7	
平成13年度	A S57(大蔵省) H13.7.1~H15.1.28	I H2(大蔵省) H13.7.4~H14.7.11		
平成14年度	近畿財務局理財部金融監督官	J H4(大蔵省) H14.7.12~H15.7.10	T H6(農水省) H14.1.8~H15.3.31	
平成15年度	B SS8(大蔵省) H15.7.29~H17.6.30	K H5(大蔵省) H15.7.11~H16.7.7		
平成16年度	預金保険機構金融再生部次長補佐兼再生業務課長	L H9(大蔵省) H16.7.8~H17.7.14	U H6(農水省) H16.4.1~H18.3.31	
	金融厅統計企画局企画課課長補佐			

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

7

8

6

平成19年度	C SSB(大蔵省) H17.7.1~H19.3.30	M H11(大蔵省) H17.7.15~H17.12.12	税金保険機構預金保険部次長補佐 農林省大臣官房総合政策課 調査第一係長
--------	-----------------------------------	-------------------------------------	---

平成18年度	D S61(大蔵省) H18.7.1~	O H17.12.13~H18.6.30 金融庁監督局税務課同組 税金保険機構長補佐	V H4(農水省) H18.4.1~H20.3.31 金融庁監督局銀行第一課課長 農林水産省生産局畜産部企 業補佐 内閣府課長補佐
--------	---------------------------	---	---

名前	出向部署	出向期間
農林水産省経営局金融調整課	平成18年4月~平成20年3月	

過去五年間の金融庁と農林水産省への農林中金からの出向者がいれば、名前、出向部署、出向期間。

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料

2008年11月13日 財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉 出典：金融庁提出資料